公聴会及び第23期第２回高知海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　令和７年７月 22 日（火）　14 時 00 分から 14 時 50 分まで

２　開催場所　高知市本町５丁目３－20　高知共済会館　３階　「藤」

３　出席委員　木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、川竹佳子、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柾善、中澤芳江、濵町明恵、堀美菜、前田嘉広、（計 15 名）

署名委員　澳本健也、川竹佳子

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

４　審議事項

公聴会

海区漁場計画の一部変更について

委員会

第１号議案　海区漁場計画の一部変更について

５　報告事項

令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

６　議事内容

（公聴会）

飯田事務局長　それでは、定刻でございますので、ただ今から、海区漁場計画の一部変更に関する公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。

木下会長　皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、海区漁場計画の一部変更に関しまして、漁業法第 67 条第２項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。

永野チーフ　それでは、今回の公聴会の経緯についてご説明させていただきます。

令和７年６月 12 日に開催しました第１回委員会におきまして、漁業権の変更に係る海区漁場計画の一部変更に関する公聴会の開催について、ご決定をいただきました。

その後、令和７年７月４日付けで、この漁場計画の一部変更に関する公聴会開催について、開催日時、場所、議題、公述者の受付時間等の公示文を、県庁に掲示又は高知県広報に掲載した他、関係者に通知又は掲示の依頼をいたしました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、すくも湾漁業協同組合、

宿毛市及び大月町の 水産主務課、高知県漁業管理課でございます。

木下会長　ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

（委員会）

飯田事務局長　ただ今より第２回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、資料を３つ追加でお配りしています。資料１追加と右上に記載している資料を１号議案で使用します。資料２は報告事項で使用ます。また、資料３と右上に記載している資料は、先日委員から質問があったことに対する回答となっており、後ほど事務局から説明いたします。

また、１号議案は、前回お配りしている資料１を使用します。前回の資料をお持ち出ない方、本日お配りした資料で抜けがある方がいましたら、挙手をお願いします。

本日の会議ですが、委員定数 15 名の内、出席委員は 15 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長　皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長　みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第２回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日はお暑い中、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今月に入りまして、令和５年８月から実施されていました中国での日本産水産物の輸入禁止措置が解除されたことがわかりました。輸入拡大を図っています本県におきましても重要な事項でありますが、解除されるまでの間に現地の日本料理店が廃業されたり、欧州産の水産物に代わったり、状況は以前より厳しいものになっています。また、解除されたと申しましても、これから施設登録や検体調査をする必要がありまして、本格的に輸出ができるのが２、３ヶ月はかかるような状態ですが、県としましては精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、本日は、議案が１件と報告事項が１件でございます。

第１号議案の「海区漁場計画の一部変更について」は、先ほどの公聴会を受け、すくも湾漁業協同組合の共同漁業権の関係地区を拡げるための漁場計画の変更についてご審議をいただくものです。

報告事項「令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」につきましては、昨年度の漁獲実績を踏まえて、国から追加配分があり、令和７管理年度の漁獲可能量を変更した結果等をご報告するものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員の報告をいたします。本日は全員出席です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本健也委員と、川竹委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案、「海区漁場計画の一部変更について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第１号議案「海区漁場計画の一部変更について」、ご説明いたします。

前回の委員会と同様のご説明となりますが、今回の海区漁場計画の一部変更は、すくも湾漁業協同組合が県の指導を受け、組合員資格審査を厳格に行ったところ、関係地区の組合員数が減少するため、すくも湾漁業協同組合が有する共同漁業権について、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図るために行うものとなります。

海区漁場計画の一部変更については、６月 12 日に開催しました第１回高知海区漁業調整委員会において、諮問し、公聴会の開催の議決をいただきました。

この議決を受けて、本日開催いたしました公聴会では、公述の申し出はございませんでした。

そして、引き続き、本委員会において、ご審議をお願いすることとなっております。

追加資料もございますので、再度繰り返しご説明をさせていただきます。

前回資料の４ページをお願いします。

海区漁場計画に記載される「関係地区」は、記載されている地区の漁業者が主にこの漁業権を利用できることを示しています。共同漁業権を維持するには、関係地区に住所を有し、90 日以上当該沿岸漁業を営む組合員が必要です。
今回の変更は、関係地区としていた大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区や宿毛市沖の島の母島、弘瀬、鵜来島の漁業者が減少したことにより、現在の関係地区漁業者だけでは、漁業権を維持するための人数がいなくなることや、その漁場を有効利用できないため、「関係地区」の範囲を隣接地区を加えて広げることで漁業権の有効活用を図ると共に維持を図るものです。４ページから 10 ページまで同じように変更しています。
次に資料 47 ページをお願いします。
まず、漁場計画を変更するために、漁場計画の変更素案を作成しました。そして、関係者協議として、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよばさないように設定されていることを関係機関等へ確認しております。
つぎに、同素案について、インターネット公表による意見公募いわゆるパブコメを令和７年４月１日から令和７年４月 30 日に実施しました。結果、意見はありませんでした。
そして前回６月 12 日の委員会において、漁場計画の変更案を諮問し、ご審議をいただきました。
さらに、本日、公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、海区漁場計画の変更を県の公報に公示することになります。
その後、免許変更申請を受付、免許変更について委員会に諮問し、審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。
免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は 11 月 10 日から 12 月 26 日の 47 日間を予定しております。申請受理後、１月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和８年２月１日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。
最後に資料２ページをお願いします。
資料２ページが漁場計画の変更の現在の告示案となっております。
説明は以上でございます。引き続き木村より説明させていただきます。

木村次長

引き続きまして、本日、追加しました資料を説明させていただきます。本日お配りしました右上に資料１追加と記載のある資料をお願いします。
前回の委員会において、竹内委員より、漁業権および漁業権行使規則の変更には関係地区の漁業者の事前同意が必要であり、漁業者が不在の

場合は同意取得が不可能となるため、一旦漁業権を放棄し新規に免許する方が適切ではないか、とのご指摘をいただきました。これについて、以下のとおり整理いたしました。

１の漁業権の変更免許、漁業権行使規則の変更手続きですが、漁業法第106条第４項に事前同意のことが規定されていまして、総会の決議前にその組合員のうち、当該沿岸漁業を営む者であった当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの３分の２以上の書面による同意が必要と定められています。

今回の変更にあたっては、例えば、大月町龍ヶ迫の共同漁業権を変更する場合は、当該沿岸漁業これは共同漁業を指すことになりますが、変更前の関係地区の龍ヶ迫と芳ノ沢で、共同漁業を営んでいる組合員の漁業者の３分の２の同意が必要ということになります。そのため、竹内委員の指摘のとおり、変更前の関係地区で共同漁業を営む漁業者がいなくなれば、漁業権の変更等の手続きができなくなります。

２の対応についてです。

前回の委員会では漁業権及び漁業権行使規則を変更予定ということで説明しておりましたが、竹内委員の説明を受けまして、改めまして、すくも湾漁協に確認しましたところ、資格審査によって組合員数は大幅に減少し、龍ヶ迫及び沖の島母島に住所を有する正組合員ゼロとなりましたが、准組合員は10名以上存在し、共同漁業を営んでいる者がいるということでした。変更の手続きの事前同意には、漁業を営む者であればよく、正組合員、准組合員どちらも対象となりますので変更手続きで進めることができることを確認できました。竹内委員指摘の漁業権放棄といった手続きも可能ですが、漁協の事務手続き等などを勘案し、当初の予定どおり変更手続きで進めたいと考えています。

ただし、今後も他の漁協におきまして同様の関係地区を拡大させるといった手続きが発生し、組合員数や漁業実態によって複数の手続きパターンが想定されます。関係地区の状況に応じて、下表のとおり漁業権の変更や放棄、場合によっては、漁業権の取消しといった手続きで対応していきたいと考えていますが、その場合には地区の漁業実態等を個別に確認のうえ、水産庁の指導助言を受けながら事務手続きを進めたいと考えています。

２ページ目をお願いします。

変更で行う場合と放棄又は取消しを行う場合での手続きを示したものになります。今回は左の変更の手続きになります。

左の列から、時期、海区委員会が行うこと、知事、県が行うこと、漁協が行うことになっています。

上側が漁場計画の変更の部分になります。今回の委員会は７月に記載のある公聴会を経て委員会から答申をいただくところとなっていまして、委員会で答申をいただきましたら、県が漁場計画の変更を公示することになります。

その後、変更した漁場計画に対して漁協が免許等の申請手続きを行っていくことになりまして、下側の部分になりまして、漁協が先ほど説明しました事前同意を得た上で、総会で免許及び行使規則の変更について決議し、県に申請を出すことになります。

免許変更申請につきましては、受付をしたのちに委員会へ諮問し、審議、答申をいただいた後に変更免許していきます。また、平行しまして行使規則については委員会への諮問が必要ございませんので、適切な内容であれば県が認可することになりますが、変更免許と時期を合わせて認可するよう進めます。

次に右側をごらんください。こちらは漁業権を放棄又は取消しをして、新たに免許をする場合です。上の漁場計画の部分は左の免許変更の場合と一緒です。

下の免許申請等の部分ですが、まず漁業権の放棄の場合は、漁協におきまして、新たな免許及び行使規則に係る議決を行っていただくと共に、漁業権の放棄に関わる議決を行っていただき、免許申請、行使規則の申請、漁業権消滅登録の申請を県に提出することになります。免許に関しては県で受け付けて、委員会へ諮問し、答申をいただいた上で免許していく、行使規則の申請及び漁業権消滅登録の申請は県で受付して、委員会に諮ることなく、県が行使規則の認可、漁業権消滅登録を行うという手続きになります。

漁業権の取消しに手続きに関しては、放棄の手続きと同じく漁業権を消滅させることと併せて申請免許を行う流れになりますが、漁業権を消滅させる手続きが県から始まります。県が漁業権漁業の実態がないかなど漁業権取消しを行うことが適当か検討します。その上で、委員会で漁業権取消しの諮問を行い、公聴会を開き、委員会の答申をいただいた上で取消し手続きを行います。新たな免許は漁業権の放棄と同じように漁協で新たな免許と行使規則の総会議決を経た上で申請を行ってもらうという流れになります。こちらは少し複雑になりますが、こうした手続きが必要になった際には再度説明させていただきます。今回のすくも湾漁協の漁業権に関しましては左の免許の変更のフローにそって行うよう考えております。

以上で補足説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
浦尻会長代理	離島は交通の便が船しかない。若者も正組合員もいるが、本島にいるため、関係地区に離島しかなく、関係者も少ないから、離島の関係地区をくっつけた。今後、高台にということで漁村の関係地区から出ていく。水産庁が作った漁業権の制度は使いにくくなる。住みたくても子供の学校のために引っ越しをする漁業者もいる。すくも湾が資格審査をしたことで色々な難しい問題がでてきたため、今後、高知県内で資格審査するときに、こういう問題があったからこうと各漁協にやさしく対応してスムーズに回るようにしてあげてください。
木村次長	今回のすくも湾漁協の漁業権の関係地区を変更するあたりまして、何度もすくも湾漁協と協議させてもらいながら進めてきました。先ほど、浦尻委員がおっしゃったように沿岸に漁業者が住まなくなって、都市部であったり高台であったりに住んで漁業をすることが多くなったということを聞いております。こういった場合の関係地区の設定については、今後の課題であると感じておりますので、法令を守りながらうまく共同漁業権を適切に管理していくにはどうすればよいかなど、水産庁に助言をいただいたり協議しながら進めていきたい考えています。
木下会長	他にございませんか。 他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第１号議案、「海区漁場計画の一部変更について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」という者あり。
木下会長	ご異議ないようですので、第１号議案は、原案が適当であると、答申いたします。 議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。 「令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」事務局の説明を求めます。
宮澤主幹	それでは、報告事項　令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更についてご説明いたします。資料２をお願いします。 今回は、令和７年３月 19 日に開催されました第 22 期第 35 回高知海区漁業調整委員会において定めた令和７管理年度くろまぐろの知事管理漁

獲可能量について、国からの追加配分があり、漁獲可能量を変更したことと、第一四半期から第二四半期に移行したことに伴い、第一四半期の未利用分を残りの期間に振り分け、各四半期ごとの漁獲可能量を変更しましたので、この２点を報告させていただくものです。

国からの追加配分等による漁獲可能量の変更については、資源管理方針で定めた内容により事務的に変更し、その後直近の委員会で報告を行うことを第 22 期第 28 回高知海区漁業調整委員会において決定しています。

それでは、１ページをお願いします。

これは漁獲可能量の変更について６月２日付けで国から通知されたものです。資料の表中左側、特定水産資源の項目をご覧下さい。こちらには上表に「くろまぐろ※不等量交換」と下表に「くろまぐろ※追加配分」とありますが数量の内訳について、２ページに小型魚の詳細、３ページに大型魚の詳細を示しています。

このうち不等量交換から説明いたします。

不等量交換とは、令和５年の WCPFC 年次会合で合意された措置で、本県への配分数量のうち、希望する小型魚の数量に 1.4 を乗じた数量を、大型魚の数量に振り替えることができるというものです。

高知県資源管理方針では、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が定められており、不等量交換については「令和５年の WCPFC 年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。」とされています。今回も当該方針に従い、県内漁業協同組合、定置網漁業者に意見照会を行いましたが、漁船漁業、定置漁業のいずれも、漁業者間での合意が整いませんでしたので、「要望なし」として国に回答しました。このため、今回は、不等量交換における知事管理漁獲可能量の変更はありません。

続いて、追加配分について説明します。

資料２ページの小型魚から説明します。まず、資料の左側の表中４列目の「繰越数量」をご覧ください。本県の繰越数量は 1.3 トンが割り当てられています。この繰越数量とは、前年度の漁獲可能量に余りがあった場合、そのうち当初配分の 10%までを翌年に繰り越すことができるというもので、繰越上限を超える数量については、国の留保に繰り入れることとなっております。

本県の場合、令和６管理年度の当初配分 68.0 トンに対する繰越上限の 6.8 トンに対して、令和６管理年度の漁獲可能量が 104.8 トンで実際の

漁獲量が 103.5 トンであったことから余りの 1.3 トンが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側、表中５列目から８列目の「繰り越しに伴う追加配分等」をご覧下さい。

この繰り越しに伴う追加配分の原資は国の留保の未利用分、左下の枠囲みに記載のある 519 トンであり、このうち、およそ半分の 259.5 トンが R6 当初ベース比率配分に、残りのおよそ半分が譲渡メリット及び消化率メリット等に充てられています。

これら国からの追加配分のうち、本県には、R6 当初ベース比率配分として 8.8 トン、消化率メリットとして 9.3 トンが配分されています。

令和６当初ベース比率配分は、資料の右側の表中２列目の R6 当初配分ベースについて、全国に占める各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である 259.9 トンを乗じたものです。

続いて「消化率メリット」とは、前年度の漁獲可能量の消化率が 80%以上の都道府県に均等に配分されるもので、本県の令和 6 管理年度の消化率が 80%を超えておりましたので、他の都道府県と同様に 9.3 トンが配分されています。

よって、小型魚については、今回の変更により、前年度からの繰越数量 1.3 トン、国からの追加配分 18.1 トンの合計 19.4 トンが増加しています。

つづいて、資料３ページの大型魚につきましても、小型魚と同じ方法で算出された結果、繰越数量の 1.6 トンと追加配分合計 4.9 トンの合計 6.5 トンが増加しています。

ふたたび、資料の１ページをお願いします。

資料２ページと３ページで示した方法から、下表の「くろまぐろ※追加配分」小型魚の漁獲可能量については、資料の表中「変更前」に記載のとおり、当初配分の 82.8 トンから、102.2 トンに変更となり、19.4 トンの追加配分となりました。また、大型魚の漁獲可能量については 37.0 トンから 43.5 トンに変更となり、6.5 トンの追加配分となっております。

続いて、資料５ページをお願いします。

小型魚の追加配分量 19.4 トンの追加配分方法と結果について下の表に示しています。表の左側の当初のａの部分は変更前の漁獲可能量を示しています。その右側の追加配分に基づき追加配分の 19.4 トンを四半期ごと、漁業種類ごとに割り振ったものが変更後のｂ追加配分量になります。そしてａの当初の漁獲可能量にｂの追加配分量を足したもの表の右端にａ＋ｂの部分になりますが、最終的な漁獲可能量となります。

例えば、養殖用を除く漁船漁業の４から６月は、当初の配分割合は12.2%、配分は6.770トンなので、追加配分の19.4トンうち12.2.%の2.367トンが追加配分量となっています。当初の6.770トンに2.367トンを足した9.137トンが最終的な漁獲量となります。

資料６ページは大型魚の追加配分量の方法を記載していますが、小型魚と同様ですので省略いたします。

資料７ページには、変更前と変更後の新旧対照表を付けております。小型魚については、２くろまぐろ に記載のとおり、74.5トンから93.9トンに、大型魚については中段に行きまして、３　くろまぐろに記載のとおり、33.3トンから39.8トンに変更となっております。なお、資料３ページの国からの通知文にある数量については、県内での留保分を含む数量であるため、こちらの知事管理漁獲可能量とは異なっております。

次に、資料の８ページをお願いします。

７月に入りまして管理区分が第一四半期から第二四半期へと移ったことに伴い、第一四半期の漁獲量を確定させ、未利用分を第二四半期以降に繰り越す変更を次のとおり告示しております。

資料９ページをお願いします。

くろまぐろ小型魚の漁船漁業（養殖用種苗以外）については、表中の左から１列目にあるａ現在の告示数量は４～６月で9.137トン、これに対して、C漁獲量は8.822トンとなりましたので、ａからｃを差し引いた0.315トンが未利用分となりました。このため、高知県資源管理方針に定められている方法に則り、9割を第二四半期に繰り越した結果、第二四半期の漁獲可能量は2.546トンに0.284トンを足した2.830トンとなりました。また、未利用分に係る留保量として、未利用分の１割を第４四半期に補填した結果、第４四半期の漁獲可能量は15.577トンに0.031トンを足した15.608トンとなりました。

定置漁業においても、同様の方法で繰り越しした結果、第一四半期の漁獲可能量は12.793トンであったものを漁獲量の11.479トンに変更しました。この未利用分である1.314トンの9割の1.183トンを第2四半期の3.118トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を4.301トンに変更しました。未利用分の残りの1割の0.131トンを第4四半期の補填し漁獲可能量を16.363トンに変更しました。

資料10ページをお願いします。

くろまぐろ大型魚の漁船漁業についても、小型と同様の方法とした結果、第一四半期の漁獲可能量は2.986トンであったものを漁獲量の2.491トンに変更し、この未利用分である0.495トンの9割の0.446ト

ンを第2四半期の0.039トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を0.485トンに変更しました。未利用分の残りの1割の0.049トンを第4四半期へ補填し漁獲可能量を7.730トンに変更しました。
定置漁業においても、第一四半期の漁獲可能量は21.492トンを11.115トンに変更し、この未利用分10.377トンの9割の9.339トンを第2四半期の0.119トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を9.458トンに変更しました。未利用分の残りの1割の1.038トンを第4四半期の補填し漁獲可能量を4.540トンに変更しました。
11ページは新旧対照表となりますが、説明は省略いたします。以上で事務局からの説明を終わります。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

くろまぐろの管理が始まって、だいぶん経過したと思うけど、資源が回復しているんではないかという声が漁業者から聞こえます。世界の国と水産庁が話す中で資源が回復したという他の国もあるのではないか。それと水産庁を中心として各県がくろまぐろについて会議しているのではないか。その中で見通しなどあれば教えてください。

木村次長

国と県の話合いというのは担当者会など年数回あります。その中でも資源が増えてきているということや、高知県などの零細な沿岸漁業者や混獲回避が難しい定置網などに増枠を求めている実情があります。
また、国際関係つきましては、高知新聞にも掲載されていましたが、７月中旬にWCPFCの北小委員会が開かれて、日本や韓国、米国、カナダなどの関係者が集まり協議をしています。この中では16ほどの漁獲パターンを作っており、これくらい漁獲すれば止めるといった最低ラインであったり、どれくらいの量で管理しようかといったことを８パターンと、東西での漁獲割合の２パターンで計16パターンを作って協議が行われましたが、漁獲したい日本や韓国側、漁獲を抑えたい米国側などで協議が整わずに協議を続けていくということで、資源が増えればすぐ漁獲量を増やしましょうというようなルールが作れなかったようです。
ただ、資源が増えているのは科学的にも認められたということで、この令和７年度大幅な増枠は認められています。
あと本県は漁獲がかなり多くて採捕停止命令を出すことが多いですので、以前から浦尻委員のおっしゃっている他県で余っているところがあれば融通してもらうということで、昨年度におきましては、小型魚、大

型魚ともに東北の県にもらうことができました。今後も引き続き、当県の漁獲量を増やしていきたいと考えています。

浦尻会長代理　是非他県からもらってください。

木下会長　他にございませんか。
ないようですので次に、前回の委員会で質問のありましたことにつきまして、事務局から説明があります。事務局説明を求めます。

木村次長　本日、本日お配りしました右上に資料３と記載のある資料をお願いします。
前回の委員会において、竹内委員より、漁獲管理につきまして、指摘がございました。
まず、指摘内容の前に用語から説明します。枠の下の※１の部分になりますが、TAC 管理とは、漁獲可能量による管理のことで、漁獲量に上限を設けて管理する仕組みで、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、くろまぐろなどが特定水産資源として対象となっています。また、次の※２漁獲割当とは、個別割当、一般的に IQ 管理と言われるもので、船舶等ごとに採捕可能数量を割り当てる仕組みでまぐろはえ縄漁業など一部の大臣管理漁業のみで実施されています。
これらを踏まえまして竹内委員の指摘が枠囲みの中になります。
TAC 管理において、漁獲割当管理区分 IQ 以外の管理区分には、「漁獲量の総量の管理を行う管理区分」と「漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分」がある。
そのうち、後者の場合、報告義務を課されるのは漁獲努力量の上限を県資源管理方針で定められた漁業種類（まき網と定置）の経営体に限定されるのではないか。高知県ではくろまぐろを除く特定水産資源について、漁獲努力量を管理し、操業隻数等漁獲努力量だけを報告させることが最も簡便でよいのではないかという指摘です。これは漁獲量の管理であれば、特定水産資源、TAC 対象魚種を採捕した漁業者は漁業種類や漁獲量に関わらず全て報告が必要であるが、なかなか困難であるので、漁船の隻数等で管理することがいいのではないかとの懸念からご指摘いただいたものです。
下の〇以下になりますが、漁獲割当管理以外、IQ 以外による管理は、竹内委員のご指摘のとおり、（１）漁獲量の総量管理を行う管理区分、（２）漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分があり、現在は（１）で

運用しているところです。こちらは特定水産資源を採捕する者は漁獲量等を報告する必要がある事となっています。

枠囲みが本県の報告の流れですが、多くの漁業者が漁協に報告を委任し、水揚げされた漁獲データがデータ又は紙で漁協から当課に報告が上がってきます。また、漁協に水揚げしない者などは直接当課に報告をいただくことになっています。そのデータを当課で集計し、水産庁に特定水産資源の魚種別の総量を報告することになっています。

県においては、特定水産資源を採捕した漁業者からいずれかの形で報告をしてもらい、国から数量を明示されて漁獲上限を割当てられているくろまぐろは割当て数量内で確実に管理しなければいけませんし、現行水準として割当て数量のないあじ、さば、いわし、するめいかなどは、漁獲量の目安数量ということで数量が提示されているのでそれを超えないように漁獲努力量を管理しなければいけないことになっています。

（２）については、制度上はあるものの現在認められている事例はないとのことです。ついては、引き続き（１）の管理を適切に運用していきたいと考えています。

ただし、漁業者や漁協が特定水産資源の報告を毎月行うことは大変な労力となっていますので、国が進める漁獲情報のデジタル化を推進し、漁協の報告に係る省力化などを推進していきたいと考えています。現在のところ、高知県漁協、すくも湾漁協は漁獲情報のデジタル化を行い、自動で漁獲情報の報告が可能となっていますので、他の漁協にも普及できるように周知を図り、省力化しながらも適切な報告ができるよう進めて行きたいと考えています。

以上で資料についての説明を終わりますが、同じ議案の中で共同漁業権の小型定置網の稼働状況についてご質問がありましたので回答させていただきます。

現在、115 件の小型定置の免許があるうち、現在稼働しているのは 12 件となっています。甲浦から羽根までの芸東地区、以布利、窪津、すくも湾の大月町の一部となっていましてあまり稼働していないのが実態です。

以上で説明を終わります。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長　ないようですので、これをもちまして、第２回海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 23 期第２回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　澳本　健也　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　川竹　佳子　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期第２回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時　　令和７年７月 22 日（火）公聴会閉会後

場　　所　　高知共済会館　３階　「藤」
（高知市本町５丁目３－20）

１　開会

２　あいさつ

３　欠席委員の報告

４　議事録署名委員の指名

５　議案審議
第１号議案　海区漁場計画の一部変更について
報告事項　　令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

６　閉　会

資料１

第２３期第１回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

海区漁場計画の一部変更について

7高漁管第199号

高知海区漁業調整委員会　様

海区漁場計画の一部変更について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。

令和7年6月3日

高知県知事　濵田　省司

告　　示

高知県告示第　　号

令和５年５月高知県告示第314号（海区漁場計画の定め）で告示した海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第８項において準用する同条第６項の規定により当該海区漁場計画の変更の内容、海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和７年　月　日

高知県知事　濵田　省司

１　海区漁場計画の変更の内容

第１の共同漁業権の第一種共同漁業の88の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改め、同93の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同94の（３）及び95の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同96の（３）及び97の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第二種共同漁業の82の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改め、同87の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同88の（３）及び89の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同90の（３）及び91の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第二種共同漁業（小型定置）の111の（３）、112の（３）、113の（３）、114の（３）、115の（３）及び116の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

を

「宿毛市のうち小筑紫町栄喜

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」

に改める。

第１の共同漁業権の第三種共同漁業（飼付）の29の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同30の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同31の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

第１の共同漁業権の第三種共同漁業（つきいそ）の305の（３）及び306の（３）中

「幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」
を
「宿毛市のうち小筑紫町栄喜
　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢」
に改め、同309の（３）及び310の（３）中「沖の島町母島」を「沖の島町」に改め、同311の（３）及び312の（３）中「沖の島町弘瀬」を「沖の島町」に改め、同313の（３）及び314の（３）中「沖の島町鵜来島」を「沖の島町」に改める。

２　海区漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
　高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

３　漁場の図面
　高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

４　変更後の漁業の免許予定日
　令和８年２月１日。ただし、１による変更があった海区漁場計画に係る漁業に限る。

５　４に係る漁業の免許申請期間
　令和７年11月　日から令和７年12月　日まで

６　類似漁業権以外の漁業権
　なし

告　示

○海区漁場計画の一部変更　（漁業管理課）

変更内容

（下線部が変更部分）

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,088号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎがうどの鼻までの地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第1,093号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,094号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第一種共同漁業	共第1,095号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,096号	宿毛市沖の島町姫島、つづら瀞、米瀞、丸さげ、水島、宿毛瀞及びひで瀞の地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第1,097号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,082号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さいぎがうどの鼻までの地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第2,087号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,088号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	いせえび磁建網漁業 いそうお磁建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第2,089号	宿毛市沖の島町姫島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,090号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第2,091号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第二種共同漁業	共第 2,611 号	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第 2,612 号	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第 2,613 号	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第 2,614 号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第 2,615 号	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第 2,616 号	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,129号	宿毛市沖の島町母島二並島沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,130号	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,131号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	ぶり飼付漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,805号	幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,806号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	つきいそ漁業	幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	宿毛市のうち小筑紫町栄喜 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
	共第3,809号	宿毛市沖の島町母島外頭瀞沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,810号	宿毛市沖の島町母島母島港前	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町母島	宿毛市のうち沖の島町

漁業種類	免許番号	漁場の位置	漁業の種類	関係地区	
				現行	変更案
第三種共同漁業	共第3,811号	宿毛市沖の島町小島沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,812号	宿毛市沖の島町弘瀬むろ碆沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町弘瀬	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,813号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町
	共第3,814号	宿毛市沖の島町鵜来島こいづき地先	つきいそ漁業	宿毛市のうち沖の島町鵜来島	宿毛市のうち沖の島町

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
1	共第1,088号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎが鼻うどの鼻までの地先	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号 基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁　幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点 基点戊　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度４分の線との交点 ウ　丁から戊を見通した線から右に82度７分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度０分の線及び乙から磁針方位330度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア)　区画漁業権の漁場区域 (イ)　アイ、イウ及びウエを結ぶ３直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ふのり漁業 のり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
2	共第1,093号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以北の海域中甲乙間並びに三ノ瀬島、黒碆、二並島及び梶島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
3	共第1,094号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以南の海域中甲乙間並びに室碆の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
4	共第 1,095号	宿毛市沖の島町姫島地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴嬉共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 ささえ漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
5	共第 1,096号	宿毛市沖の島町姫島、つづら嬉、米嬉、丸さげ、水島、宿毛嬉及びひで嬉の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎宴嬉共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら嬉、米嬉、丸さげ、水島、宿毛嬉及びひで嬉の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
6	共第 1,097号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	鵜来島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ類漁業 ふのり漁業 のり漁業 とさかのり漁業	9月16日から翌年4月30日まで 4月1日から8月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
7	共第 2,082号	幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号 基点丙　幡多郡大月町龍ケ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点 基点丁　幡多郡大月町龍ケ迫かごやぶの鼻区画基点 基点戊　幡多郡大月町龍ケ迫ひばり小島小型定置漁場基点 ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点 イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度４分の線との交点 ウ　丁から戊を見通した線から右に82度７分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点 エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点 甲から磁針方位311度０分の線及び乙から磁針方位330度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (ア)　区画漁業権の漁場区域 (イ)　アイ、イウ及びウエを結ぶ３直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 かます敷網漁業 はりめ敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ケ迫及び芳ノ沢	火光を利用してはならない。

通じ番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
8	共第2,087号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（北回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以北の海域中甲乙間及び三ノ瀬島、黒碆、二並島及び裸島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
9	共第2,088号	宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島町弘瀬芦ノ川まで（南回り）の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 甲から磁針方位270度０分の線及び乙から三ツ碆頂上見通線以南の海域中甲乙間及び室碆の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	火光を利用してはならない。
10	共第2,089号	宿毛市沖の島町姫島地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎寒碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます敷網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	火光を利用してはならない。
11	共第2,090号	宿毛市沖の島町姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島白岩崎寒碆共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町姫島きれたお 甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら碆、米碆、丸さげ、水島、宿毛碆及びひで碆の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

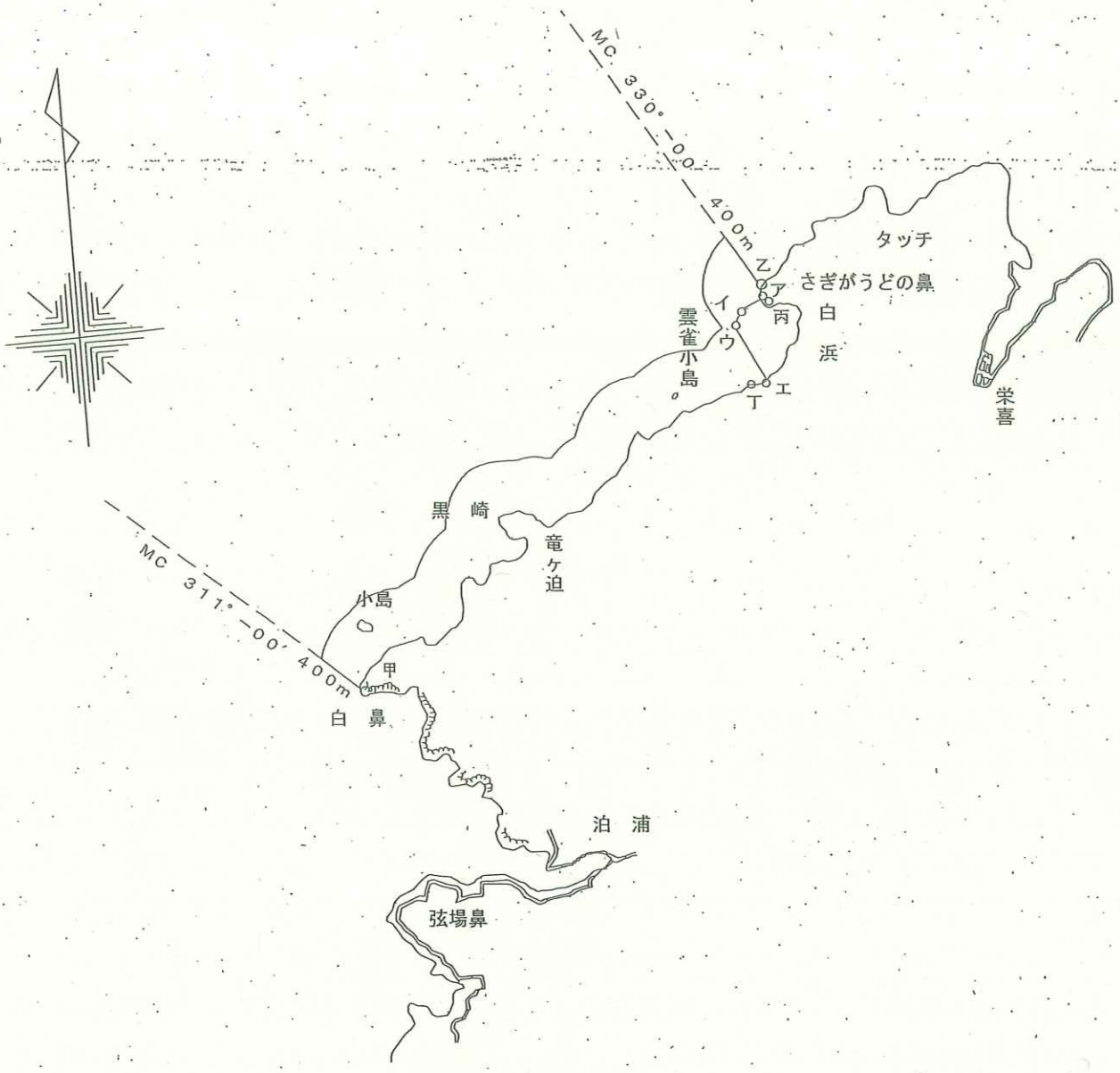
計画素案

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
12	共第 2,091号	宿毛市沖の島町鵜来島地先	鵜来島の最大高潮時の海岸線及び同海岸線から沖合600メートルの線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	第二種共同漁業	いせえび磯建網漁業 いそうお磯建網漁業 雑魚ます網漁業 きびなご刺網漁業 とんごろ刺網漁業 かます刺網漁業	9月16日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
13	共第 2,611号	幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫白崎県漁場基点第175号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫宮前小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に122度５分の線と乙から甲を見通した線から右に20度38分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に50度５分の線と乙から甲を見通した線から右に57度20分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
14	共第 2,612号	幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦小型定置漁場基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫西防波堤小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に63度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度57分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に23度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度32分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から右に28度40分の線と最大高潮時の海岸線との交点 エ　甲から乙を見通した線から右に59度10分の線と最大高潮時の海岸線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
15	共第 2,613号	幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎県漁場基点第173号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫鵜ノ糞壌小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に106度37分の線と乙から甲を見通した線から右に19度35分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度５分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に99度６分の線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウ乙及び乙甲の５直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
16	共第 2,614号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫長浜県漁場基点第172号 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫墓ノ下小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に71度52分の線と乙から甲を見通した線から右に90度32分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に54度48分の線と乙から甲を見通した線から右に109度50分の線との交点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
17	共第 2,615号	幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫くら谷東小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に142度10分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に110度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度34分の線との交点 ウ　甲から乙を見通した線から左に73度20分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点 甲ア、アイ、イウ及びウ甲の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

計画素案

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
18	共第2,616号	幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻区画基点 基点乙　幡多郡大月町龍ヶ迫犬戻し区画基点 基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻小型定置漁場基点 ア　甲から乙を見通した線から左に95度40分の線と乙から甲を見通した線から右に24度40分の線との交点 イ　甲から乙を見通した線から左に62度０分の線と乙から甲を見通した線から右に30度43分の線との交点 丙ア、アイ、イ甲及び甲丙の４直線により囲まれた区域	第二種共同漁業	いわし、あじ、さば、その他小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
19	共第3,129号	宿毛市沖の島町母島二並島沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎突端共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界基点 ア　甲から磁針方位52度０分の線と乙から磁針方位351度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
20	共第3,130号	宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ鼻頂点 基点乙　宿毛市沖の島町弘瀬ウツボ鼻頂点 ア　甲から磁針方位158度０分の線と乙から磁針方位138度０分の線との交点 アを中心とする半径250メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
21	共第3,131号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	10月1日から翌年3月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
22	共第3,805号	幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖	点の位置 基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢網掛鼻県漁場基点第175号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢県漁場基点第174号 ア　甲から磁針方位294度０分の線と乙から磁針方位267度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
23	共第3,806号	幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖	点の位置 物標甲（右標）　幡多郡大月町龍ヶ迫龍宮鼻 物標乙（中標）　幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号 物標丙（左標）　宿毛市大海長崎鼻灯台 甲アと乙アとの夾角が97度18分となり、乙アと丙アとの夾角が65度25分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜　幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢	なし
24	共第3,809号	宿毛市沖の島町母島外頭鼻沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島・弘瀬界（沖の島東岸）共同漁業権境界線 基点乙　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎北端 ア　甲から磁針方位14度０分の線と乙から磁針方位94度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
25	共第3,810号	宿毛市沖の島町母島母島港前	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎北端 基点乙　宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア　甲から磁針方位240度０分の線と乙から磁針方位356度０分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
26	共第3,811号	宿毛市沖の島町小島沖	点の位置 物標甲（右標）　宿毛市沖の島町櫛ヶ鼻灯台 物標乙（中標）　宿毛市沖の島町小島頂上 物標丙（左標）　宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上 甲アと乙アとの夾角が88度48分となり、乙アと丙アとの夾角が103度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし

通し番号	免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
27	共第3,812号	宿毛市沖の島町弘瀬むろ碆沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町小島頂上 基点乙　宿毛市沖の島町母島白岩崎 ア　甲から磁針方位258度0分の線と乙から磁針方位204度0分の線との交点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
28	共第3,813号	宿毛市沖の島町鵜来島宮ノ鼻沖	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町姫島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし
29	共第3,814号	宿毛市沖の島町鵜来島こいづき地先	点の位置 基点甲　宿毛市沖の島町鵜来島北東端 基点乙　宿毛市沖の島町姫島頂上 ア　甲から乙を見通した線上甲から200メートルの点 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	宿毛市のうち沖の島町	なし



共同漁業漁場図

漁場の位置　　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先

漁場の区域

点の位置

基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点176号

基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点159号

基点丙　幡多郡大月町龍ケ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点

基点丁　幡多郡大月町龍ケ迫かごやぶの鼻区画基点

基点戊　幡多郡大月町龍ケ迫ひばり小島小型定置漁場基点

ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点

イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点

ウ　丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点

エ　丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点

甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。

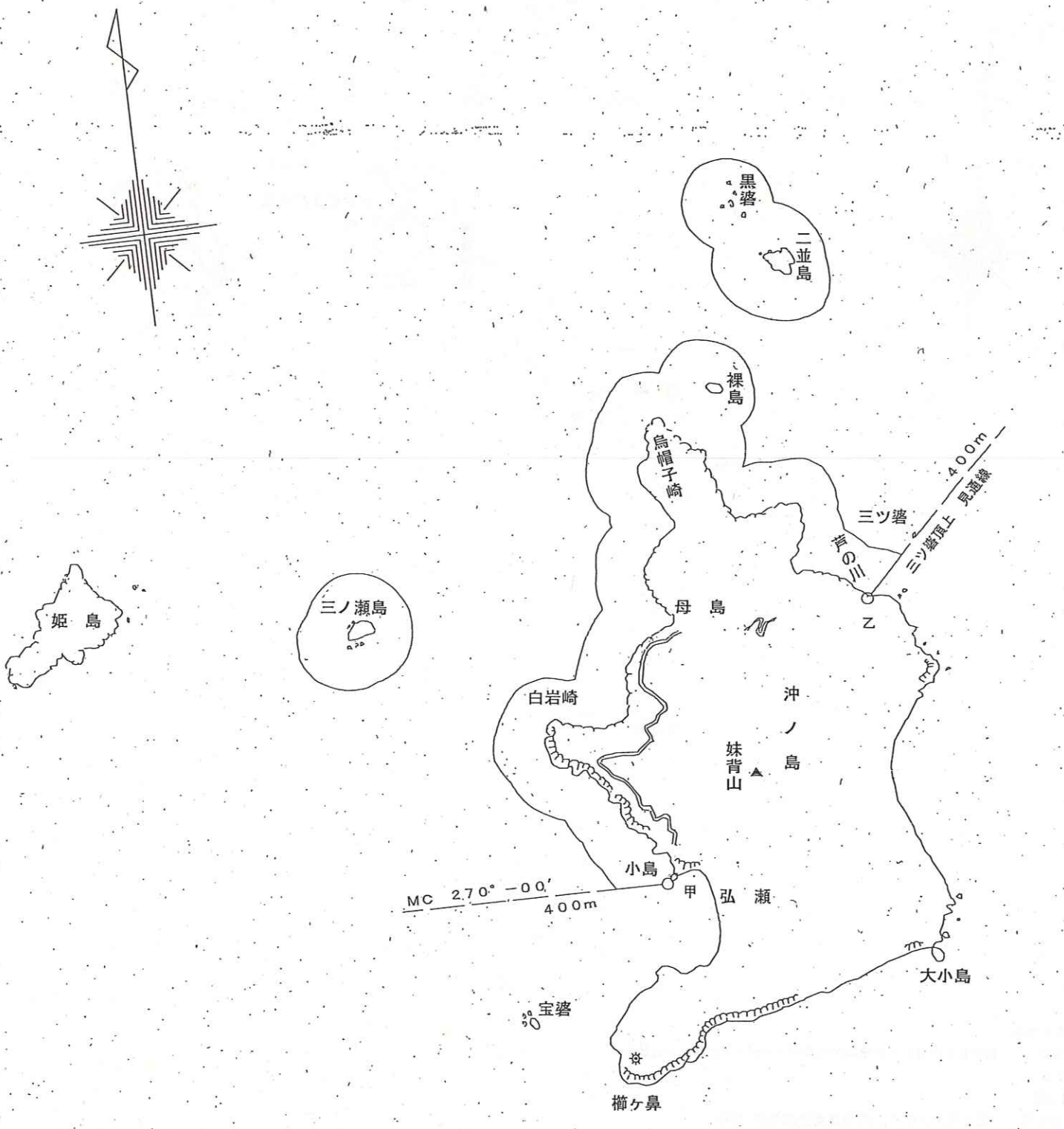
ただし、次に揚げる区域を除く。

（ア）　区画漁業権の漁場区域

（イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

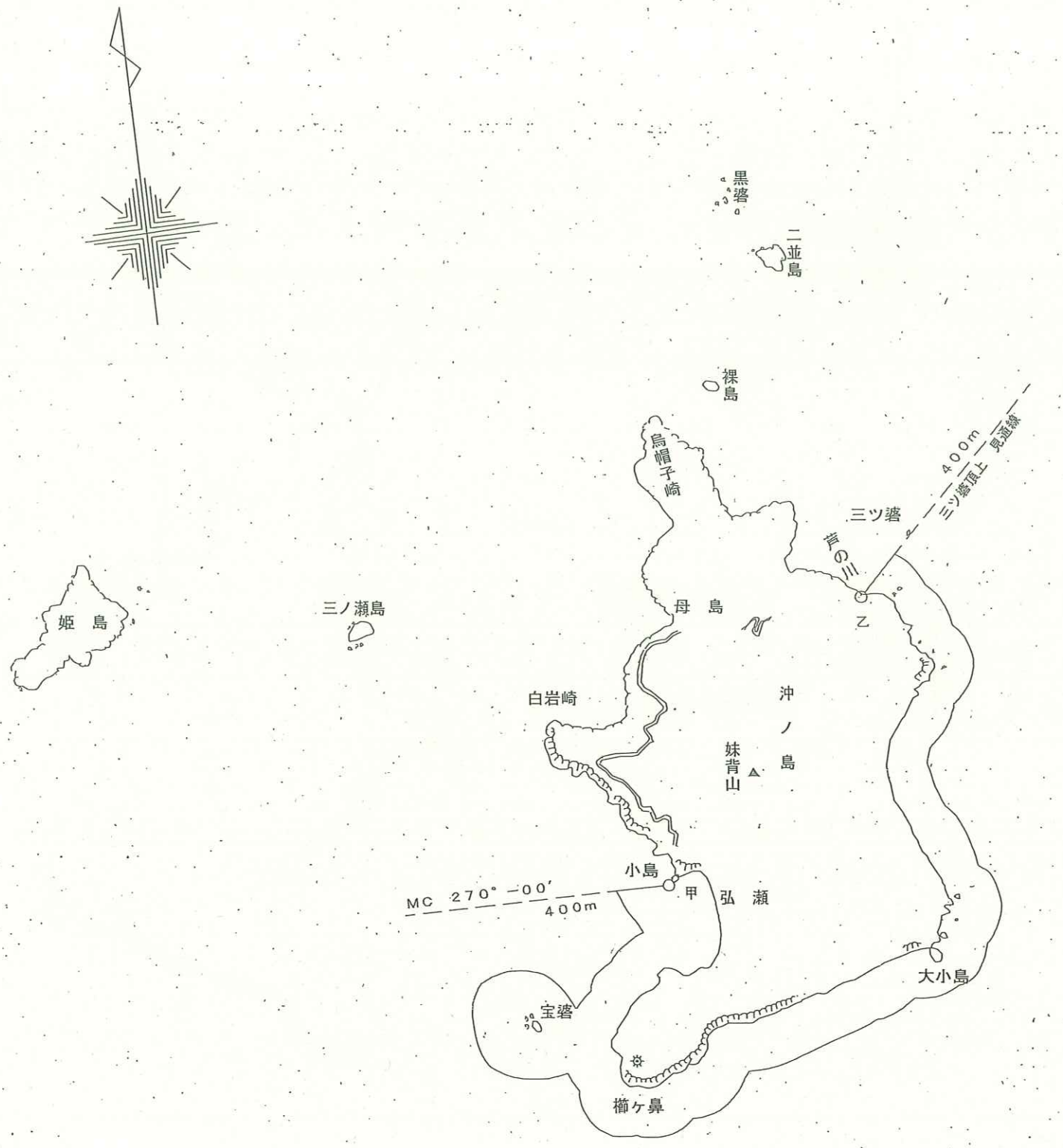


S＝1：50，000



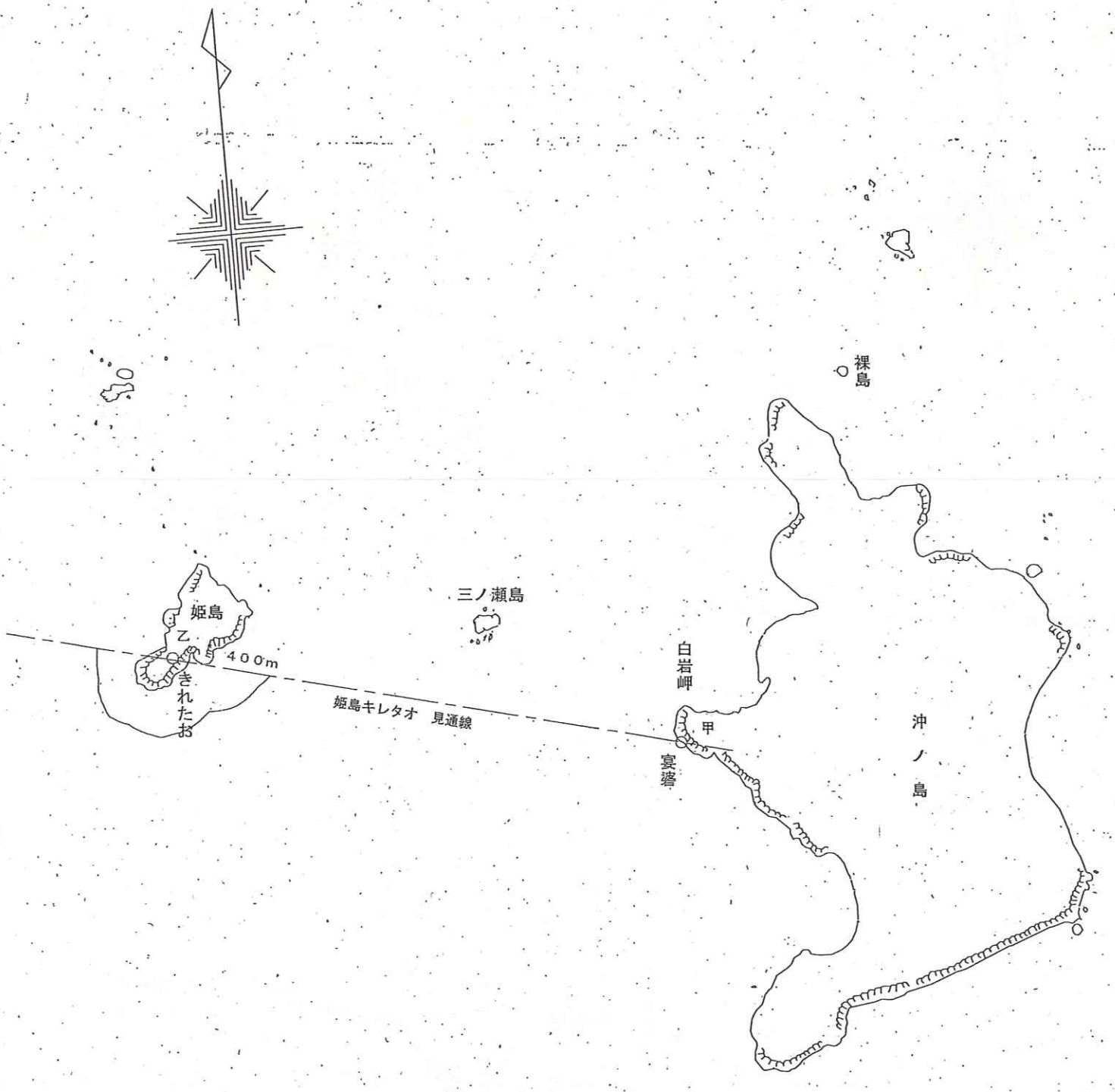
令和 5年9月1日
免
共第 1093号
許
高知県

S=1:50,000



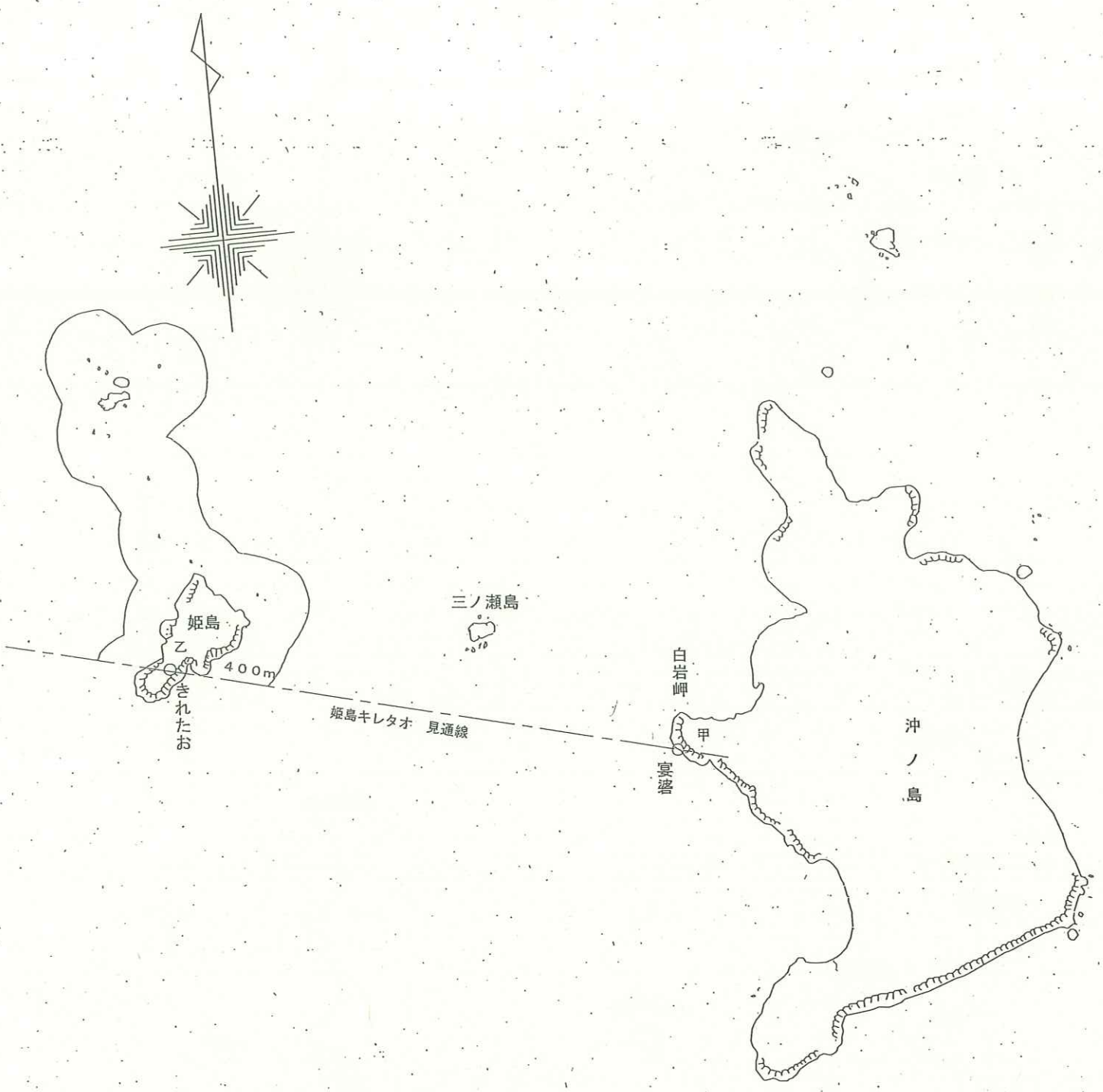
令和5年9月1日
免
共第1094号
許
高知県

S＝1：50，000



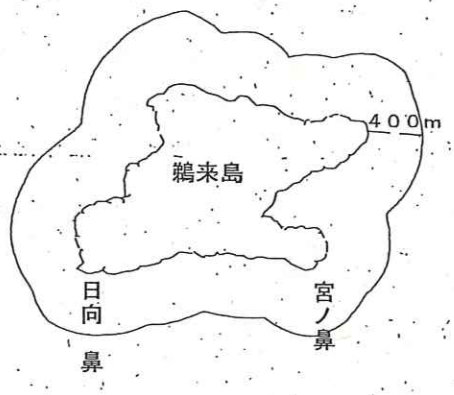
令和5年9月1日
免
共第1095号
許
高知県

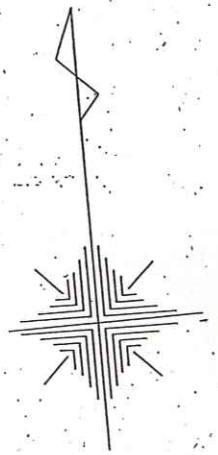
S＝1：50，000



令和 5年 9月 1日
免
共第 1096号
許
高 知 県

S＝1：50，000


４００m
鵜来島
日向鼻
宮ノ鼻



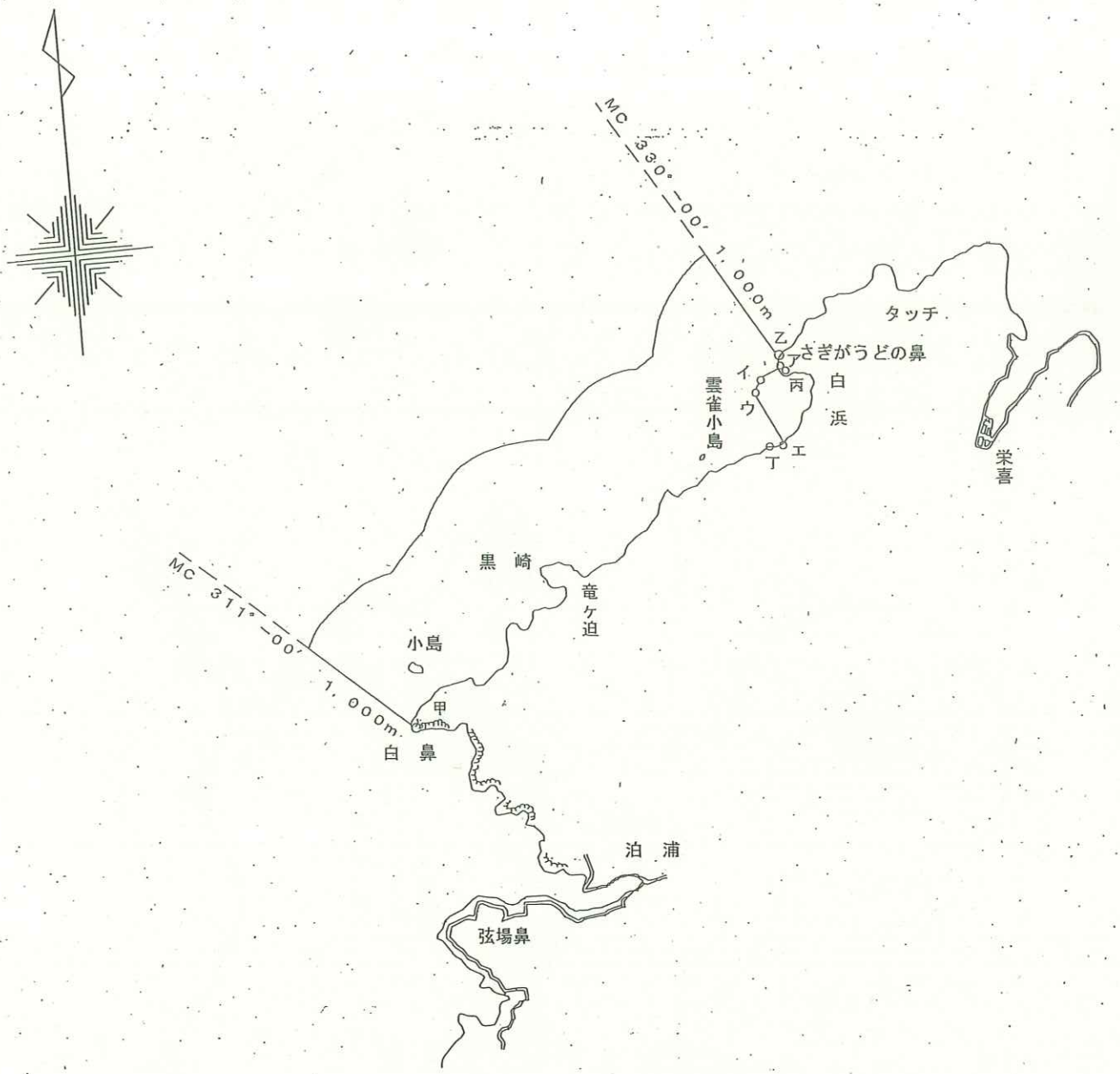

ヒデ碆
宿毛碆
水島
丸さげ
米碆
つづら碆
ゆるぎ碆
姫島


三ノ瀬島


烏帽子崎
沖ノ島


令和５年９月１日
免
共第１０９７号
許
高知県

S＝1：50，000



共同漁業漁場図

漁場の位置　　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎがうどの鼻までの地先

漁場の区域

点の位置

基点甲　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点176号

基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢さきがうどの鼻県漁場基点159号

基点丙　幡多郡大月町龍ヶ迫松ケ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点

基点丁　幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点

基点戊　幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点

ア　丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点

イ　丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点

ウ　丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点

エ　丙から丁を見通した線から右に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点

甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。

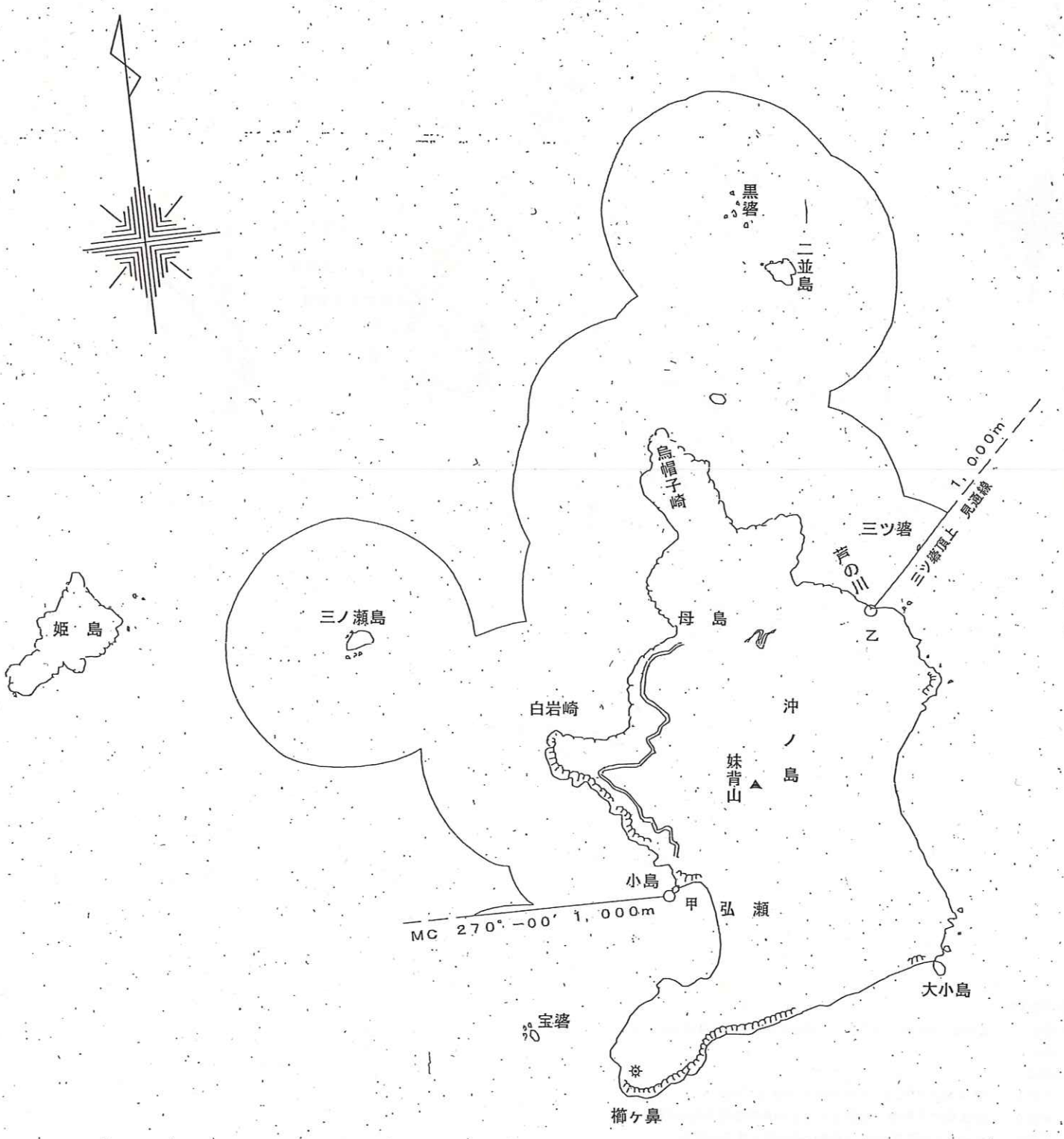
ただし、次に掲げる区域を除く。

（ア）　区画漁業権の漁場区域

（イ）　アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

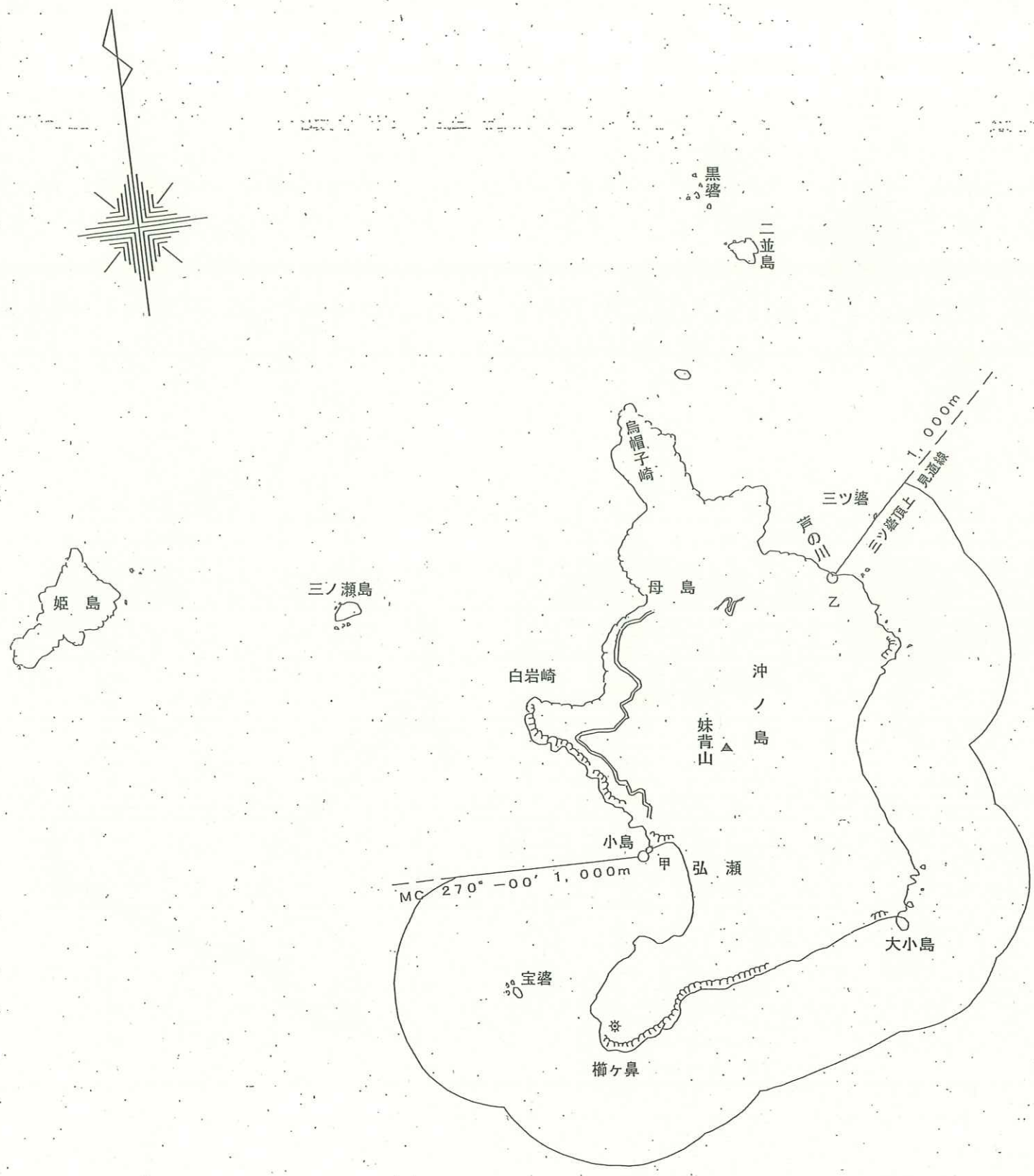


S＝1：50，000



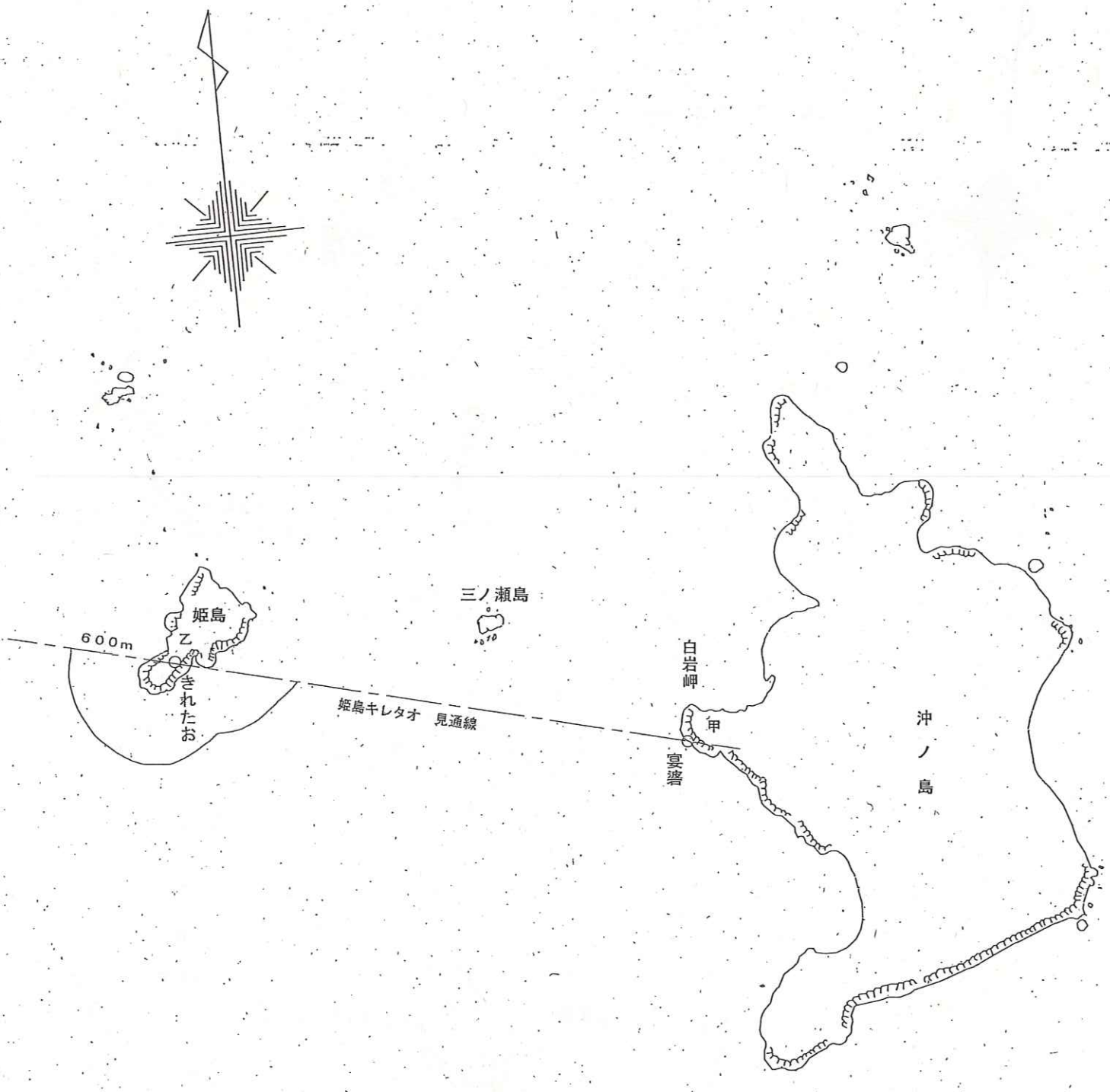
令和5年9月1日
免
共第2087号
許
高知県

S＝1：50，000



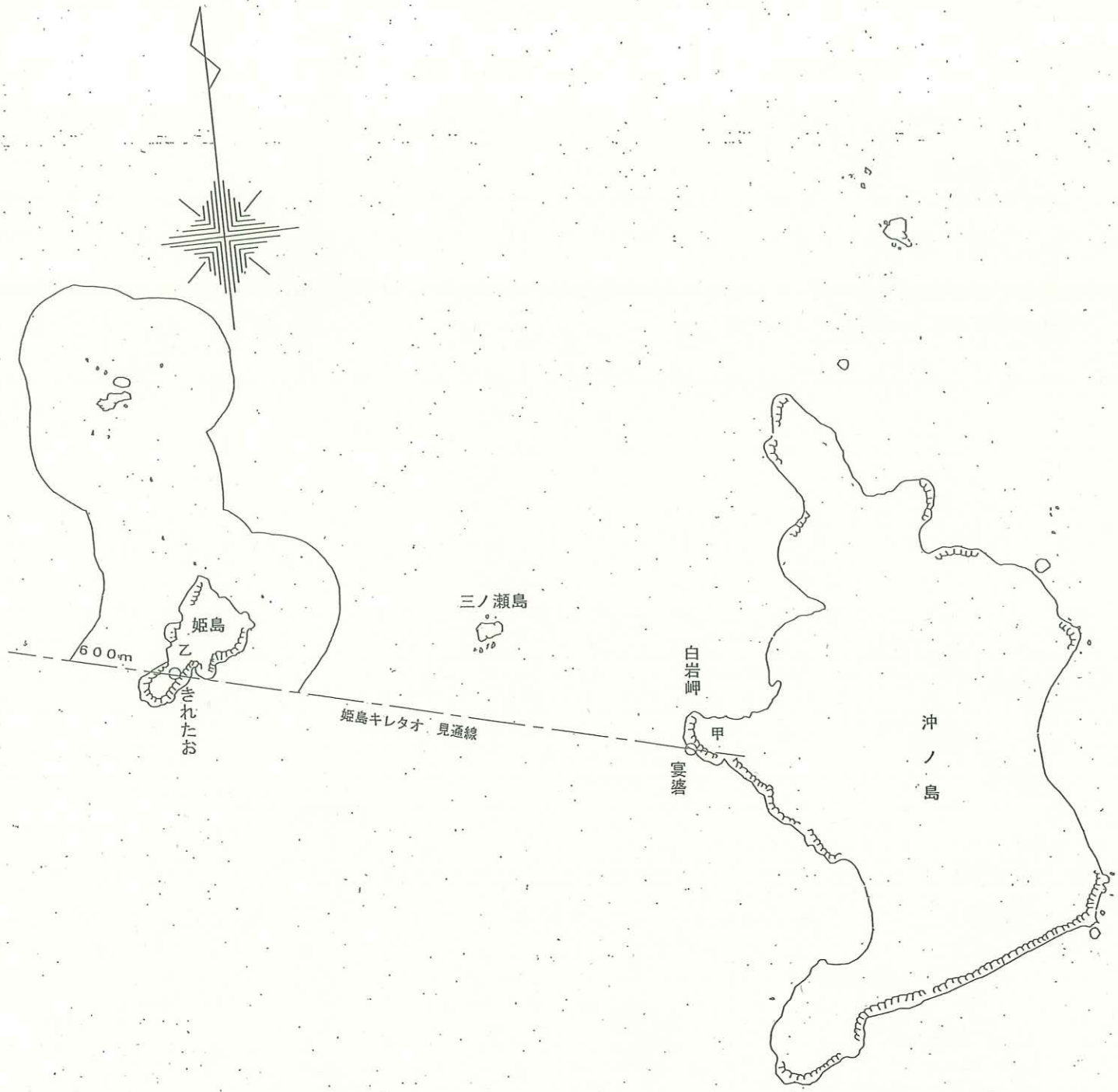
令和5年9月1日
免
共第2088号
許
高知県

S=1:50,000



令和5年9月1日
免
共第2089号
許
高知県

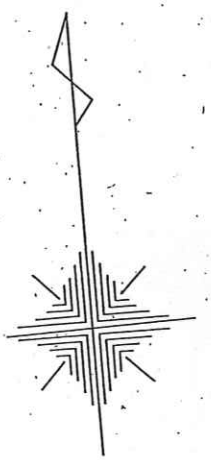
S=1:50,000

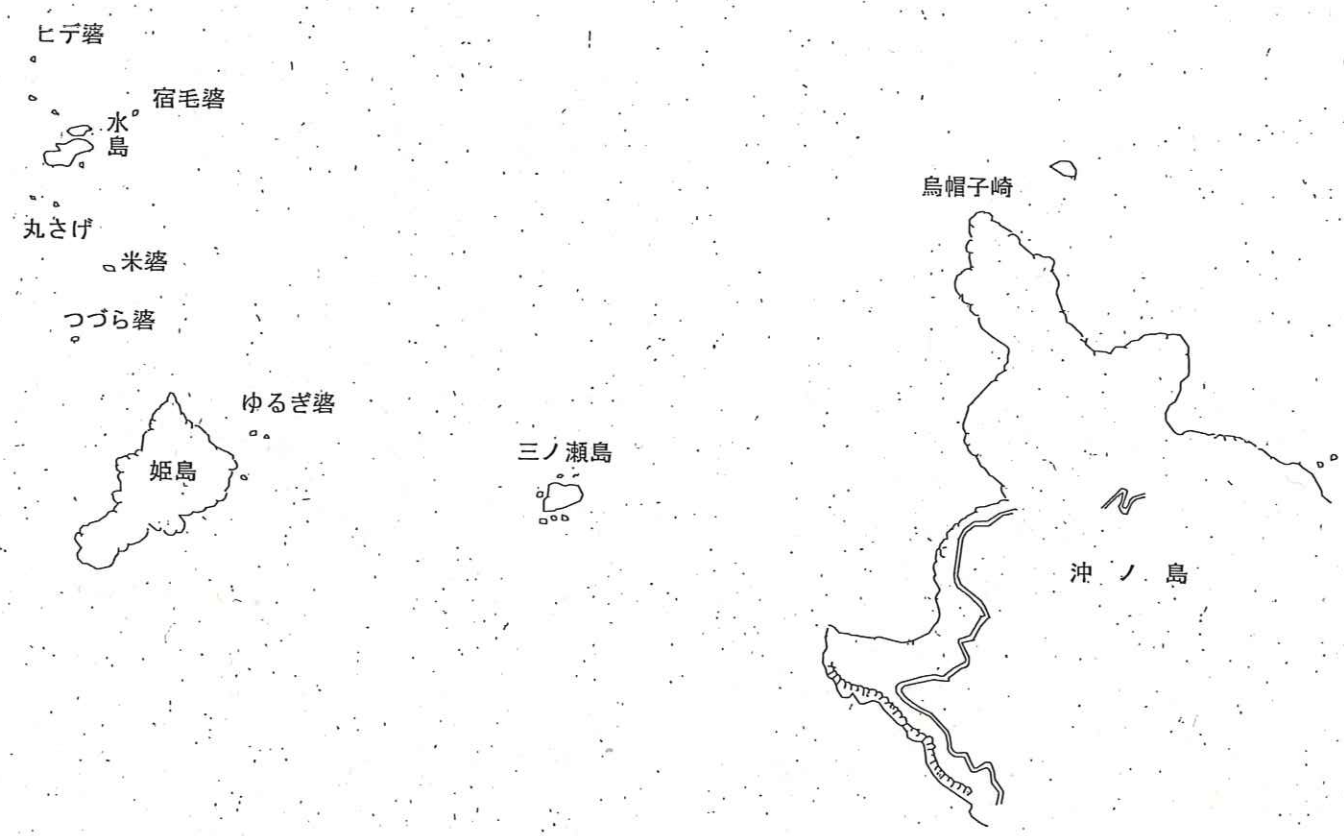


令和 5年9月1日
免
共第 2090号
許
高知県

S=1:50,000

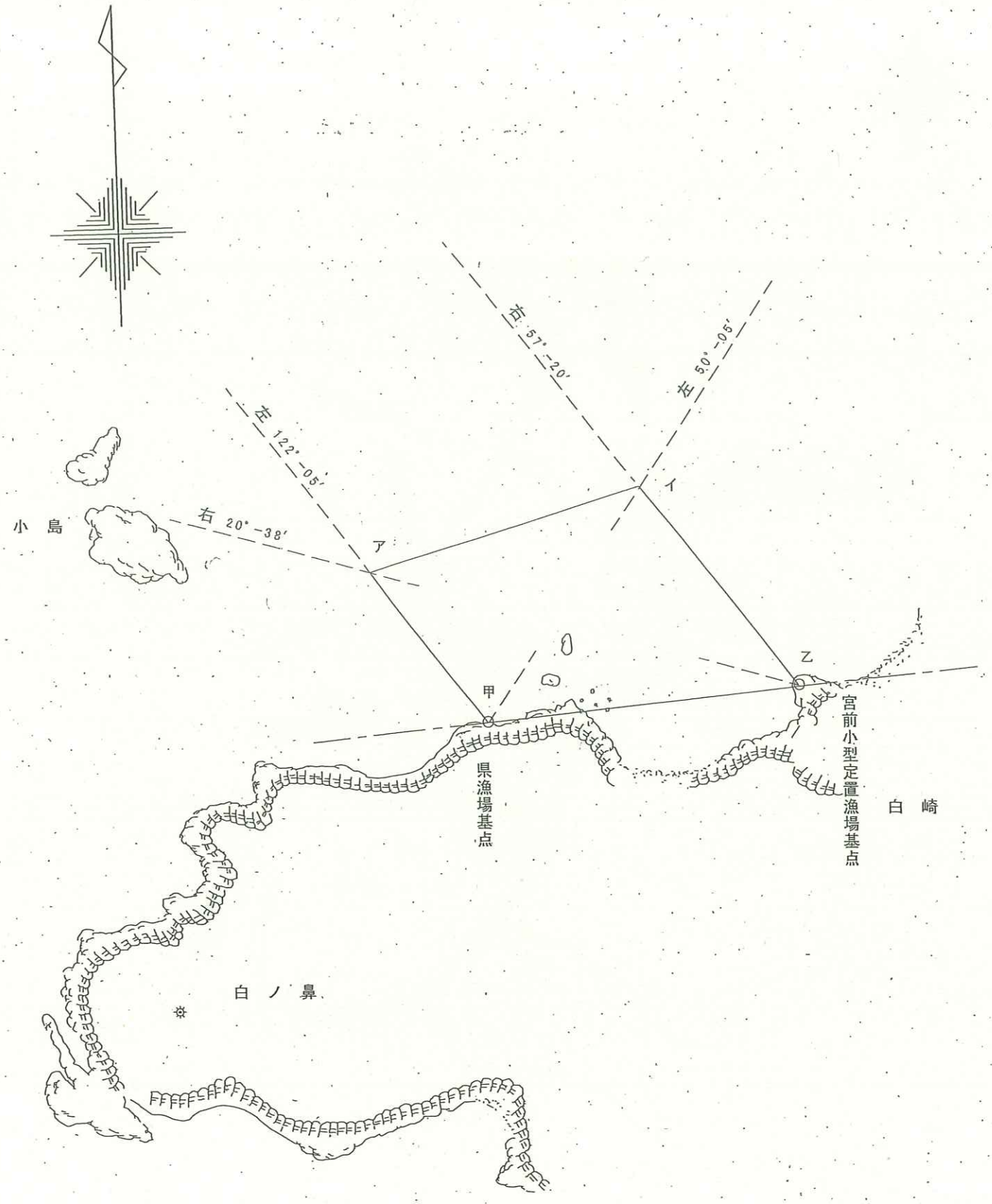

600m
鵜来島
日向鼻
宮ノ鼻




ヒデ碆
宿毛碆
水島
丸さげ
米碆
つづら碆
ゆるぎ碆
姫島
三ノ瀬島
烏帽子崎
沖ノ島

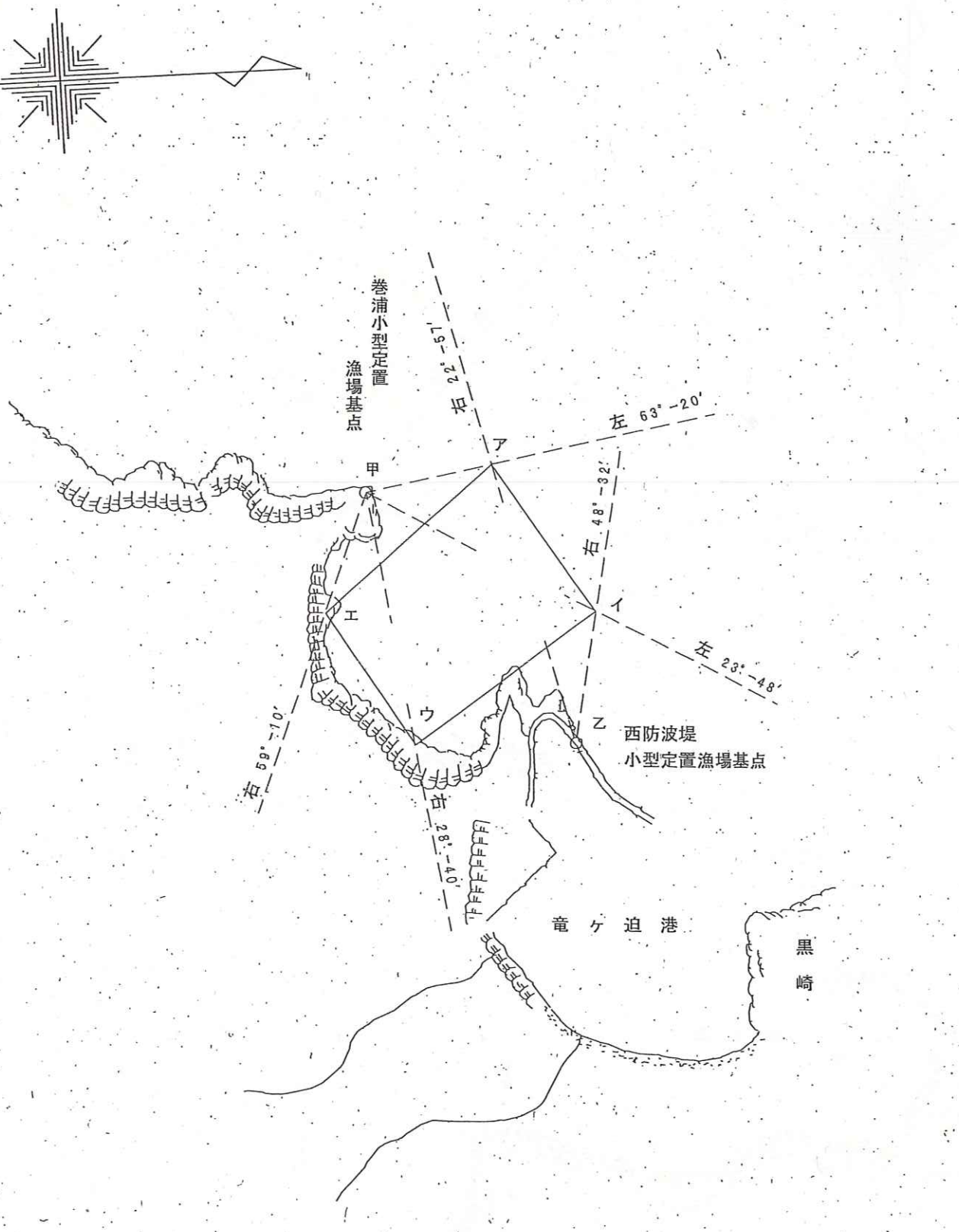

令和 5年9月1日
免
共第 2091号
許
高知県

S＝1：50，000


左 57°-20′
左 50°-05′
左 122°-05′
右 20°-38′
小 島
ア
イ
甲
乙
県漁場基点
宮前小型定置漁場基点
白 崎
白 ノ 鼻

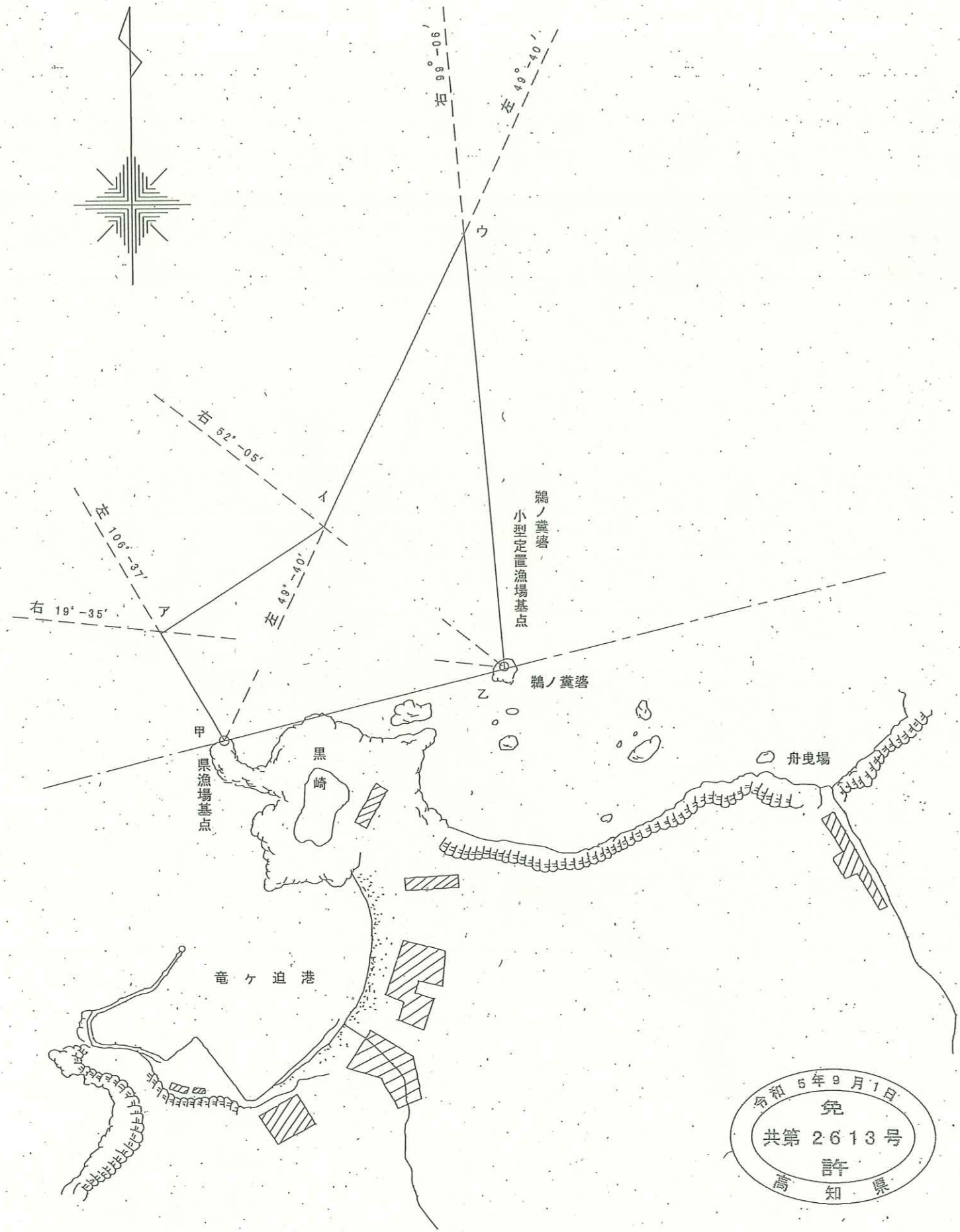

令和 5年9月1日
免
共第 2611号
許
高 知 県

S=1：5，000



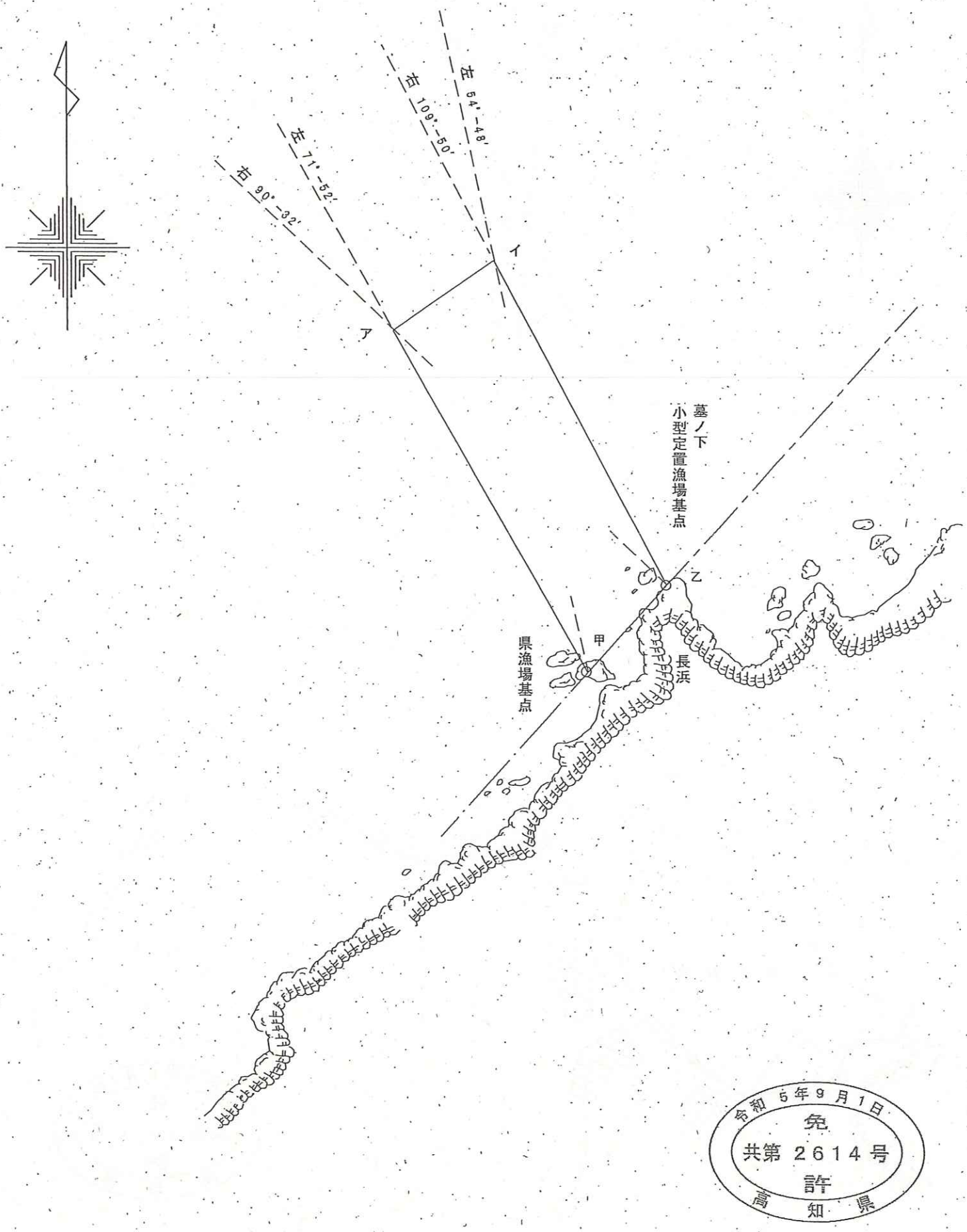
令和5年9月1日
免
共第2612号
許
高知県

S＝1：5，000



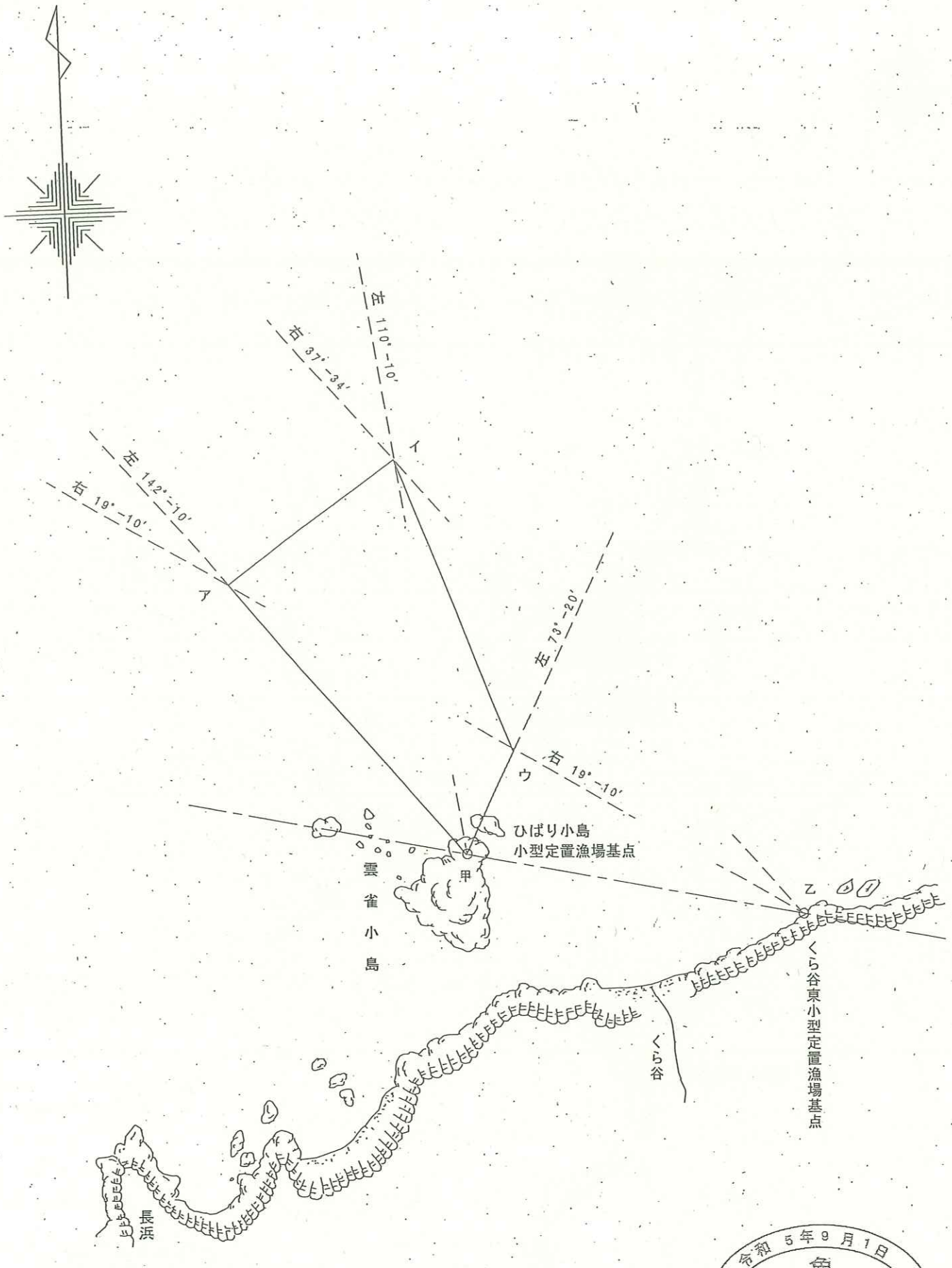
令和5年9月1日
免
共第2613号
許
高知県

S＝1：5，000



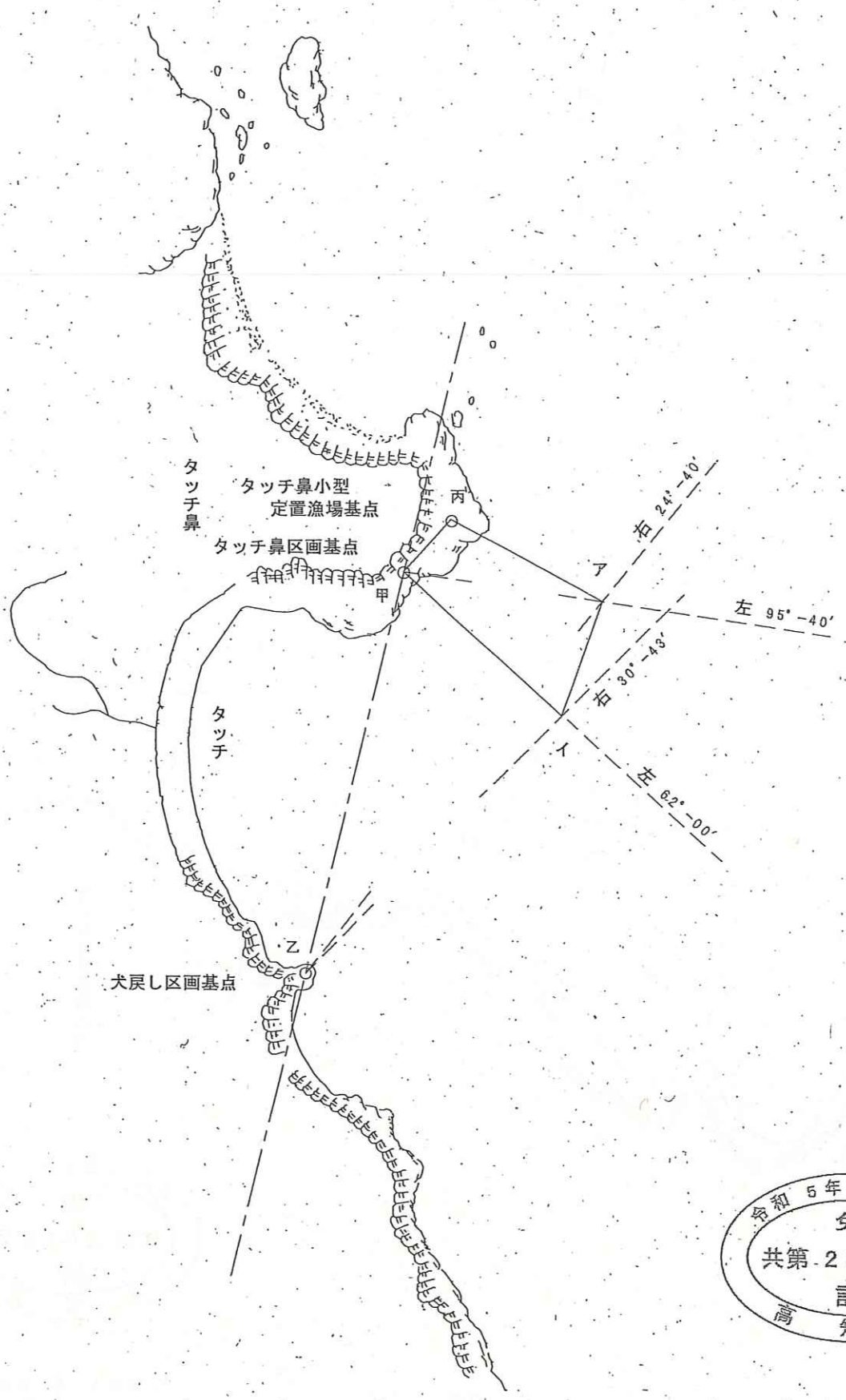
令和 5年 9月 1日
免
共第 2614号
許
高知県

S＝1：5,000



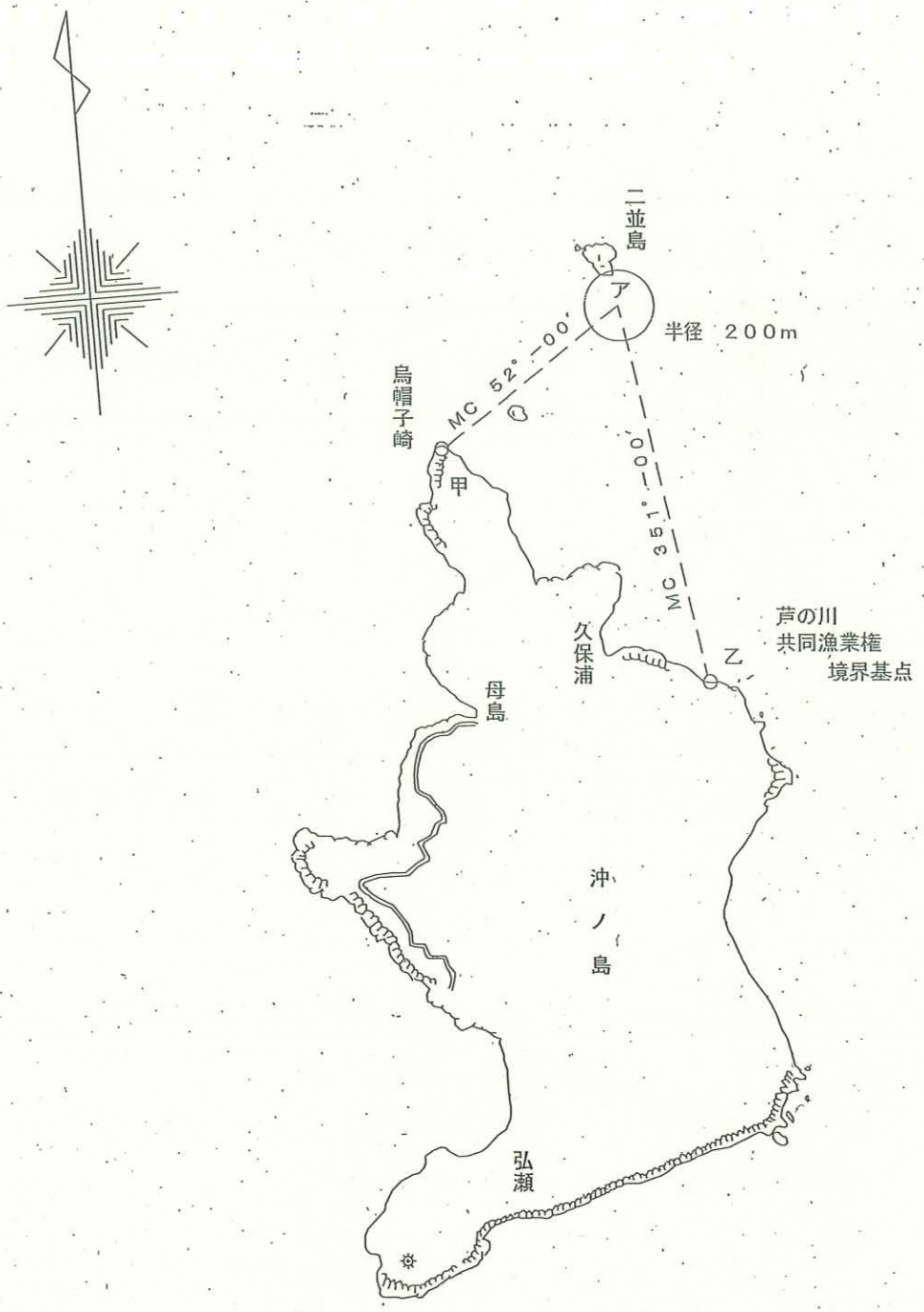
令和5年9月1日
免
共第2615号
許
高知県

S＝1：5，000



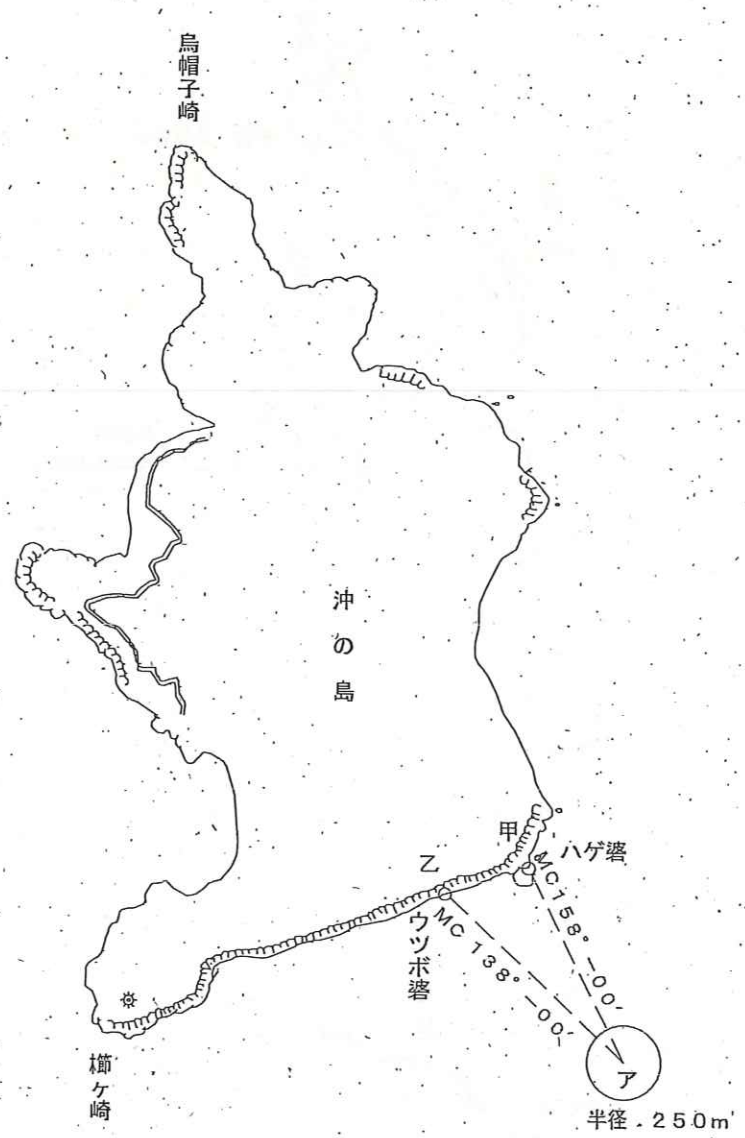
令和 5年 9月 1日
免
共第 2616 号
許
高 知 県

S＝1：5,000


二並島
ア
半径　２００m
MC 52°-00'
MC 351°-00'
烏帽子崎
甲
乙
芦の川
共同漁業権
境界基点
久保浦
母島
沖ノ島
弘瀬

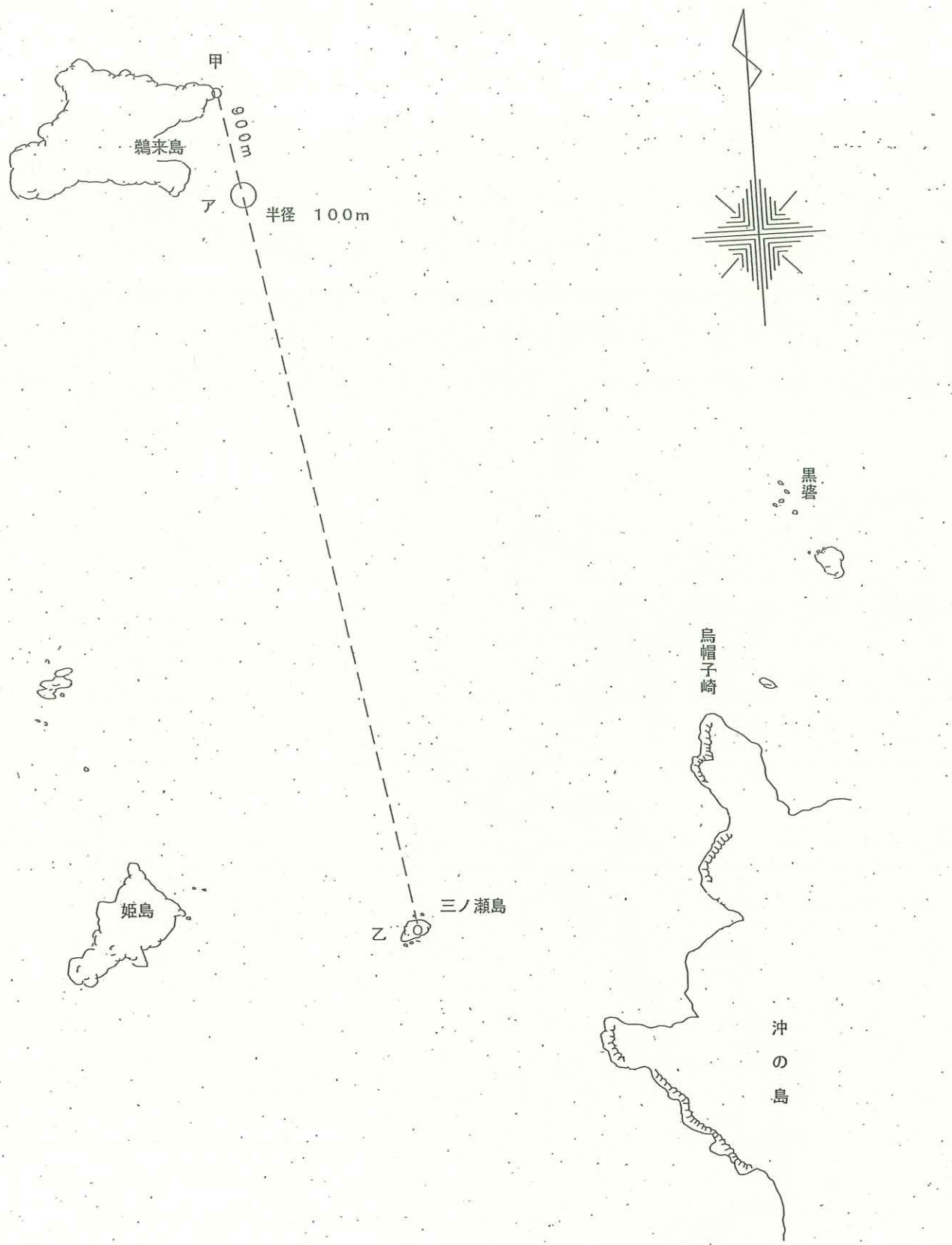

令和５年９月１日
免
共第３１２９号
許
高知県

S＝１：５０，０００



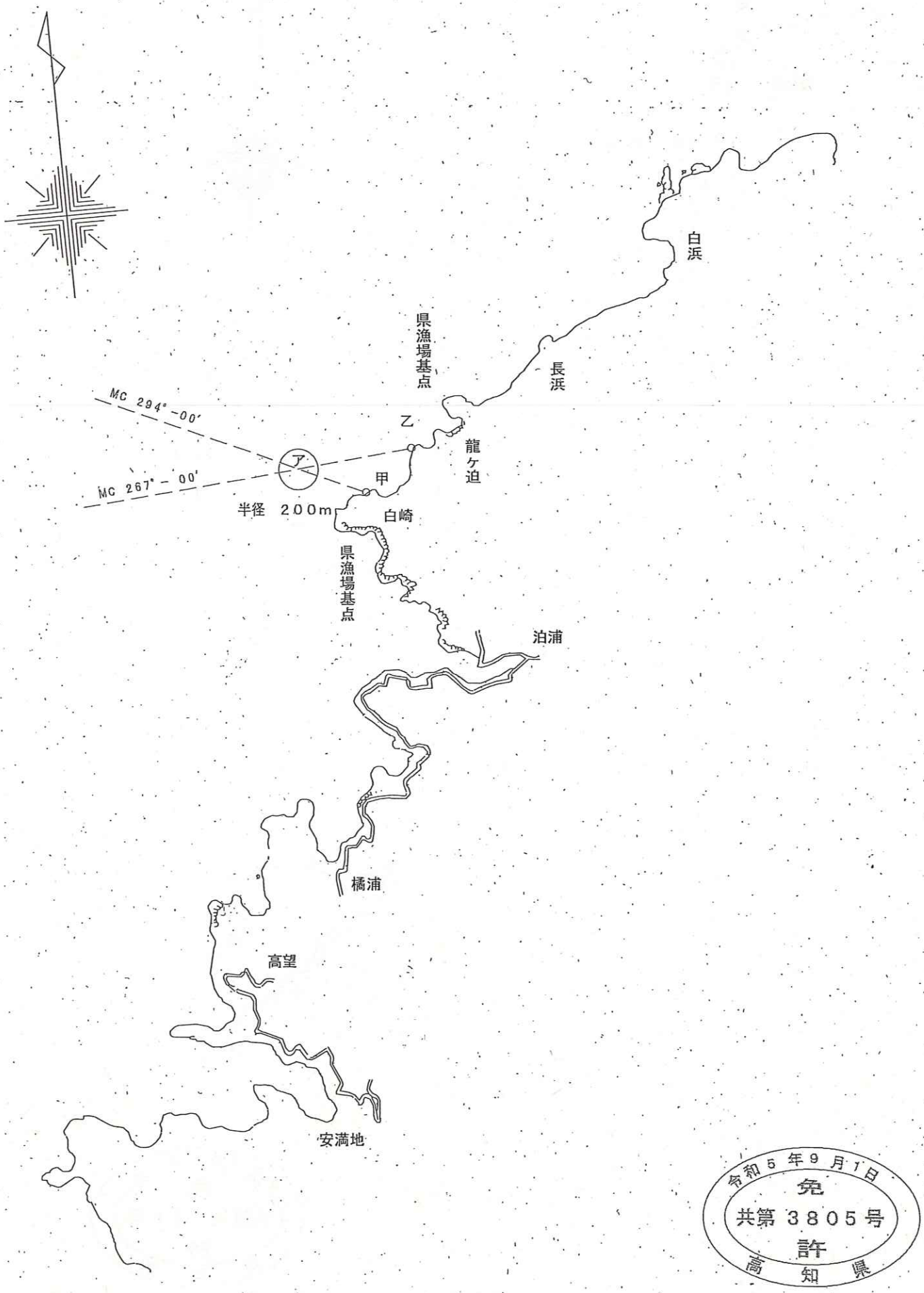
令和5年9月1日
免
共第3130号
許
高知県

S＝1：50，000



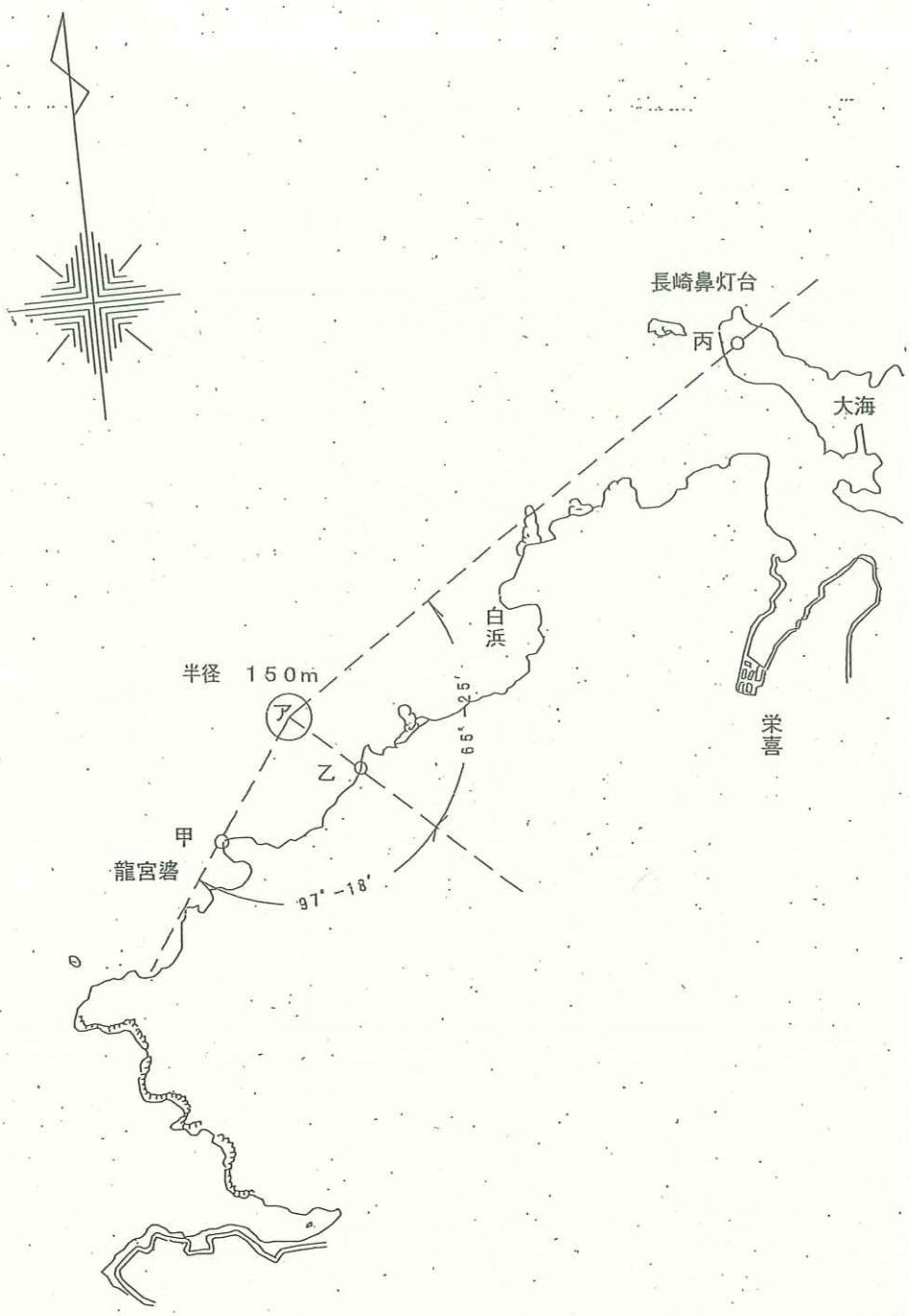
令和5年9月1日
免
共第3131号
許
高知県

S＝1：50，000



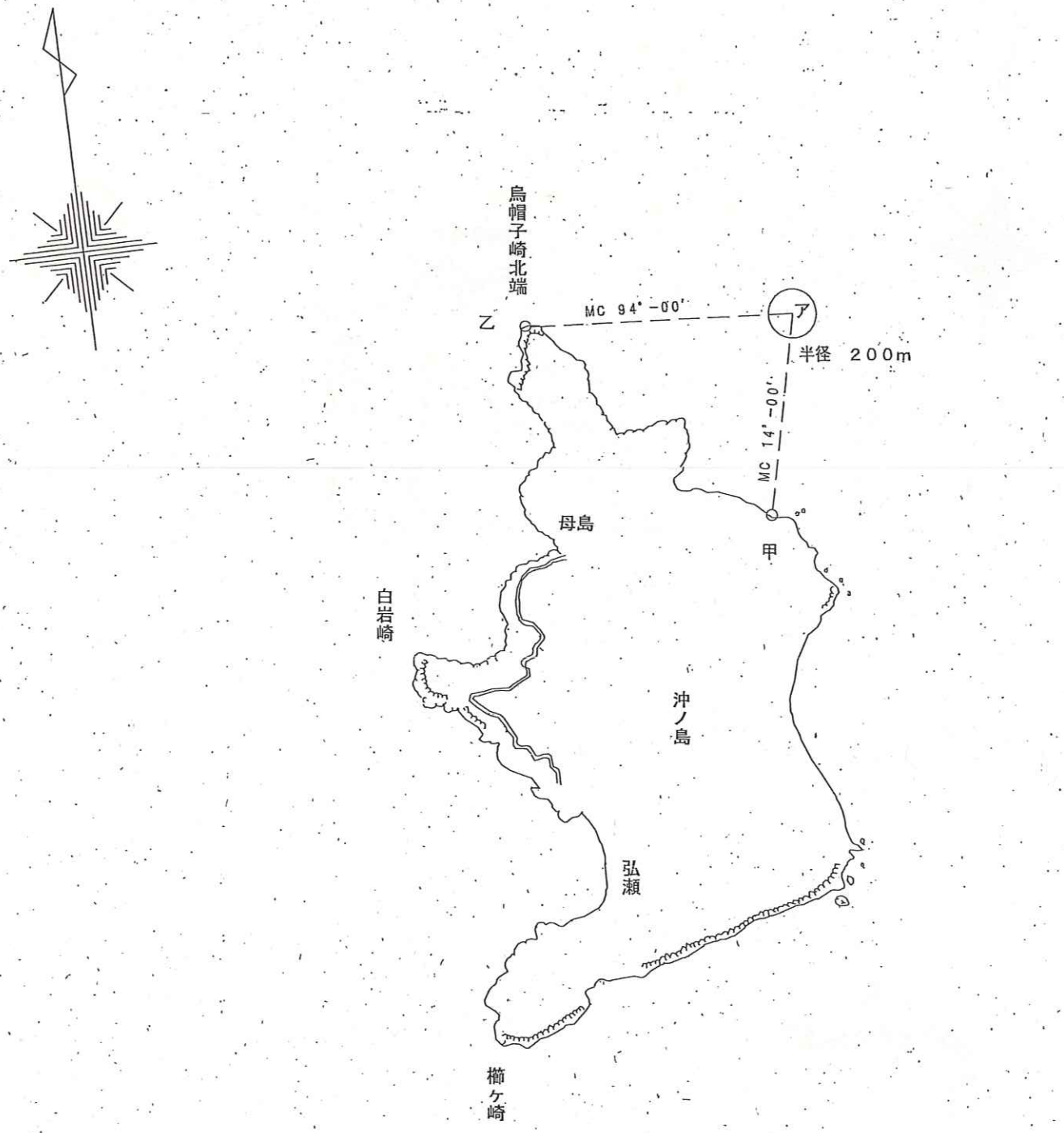
令和５年９月１日
免
共第３８０５号
許
高知県

S＝1：50，000


長崎鼻灯台
丙
大海
白浜
半径　150m
ア
乙
甲
龍宮邊
栄喜
25'
66'
97°-18'

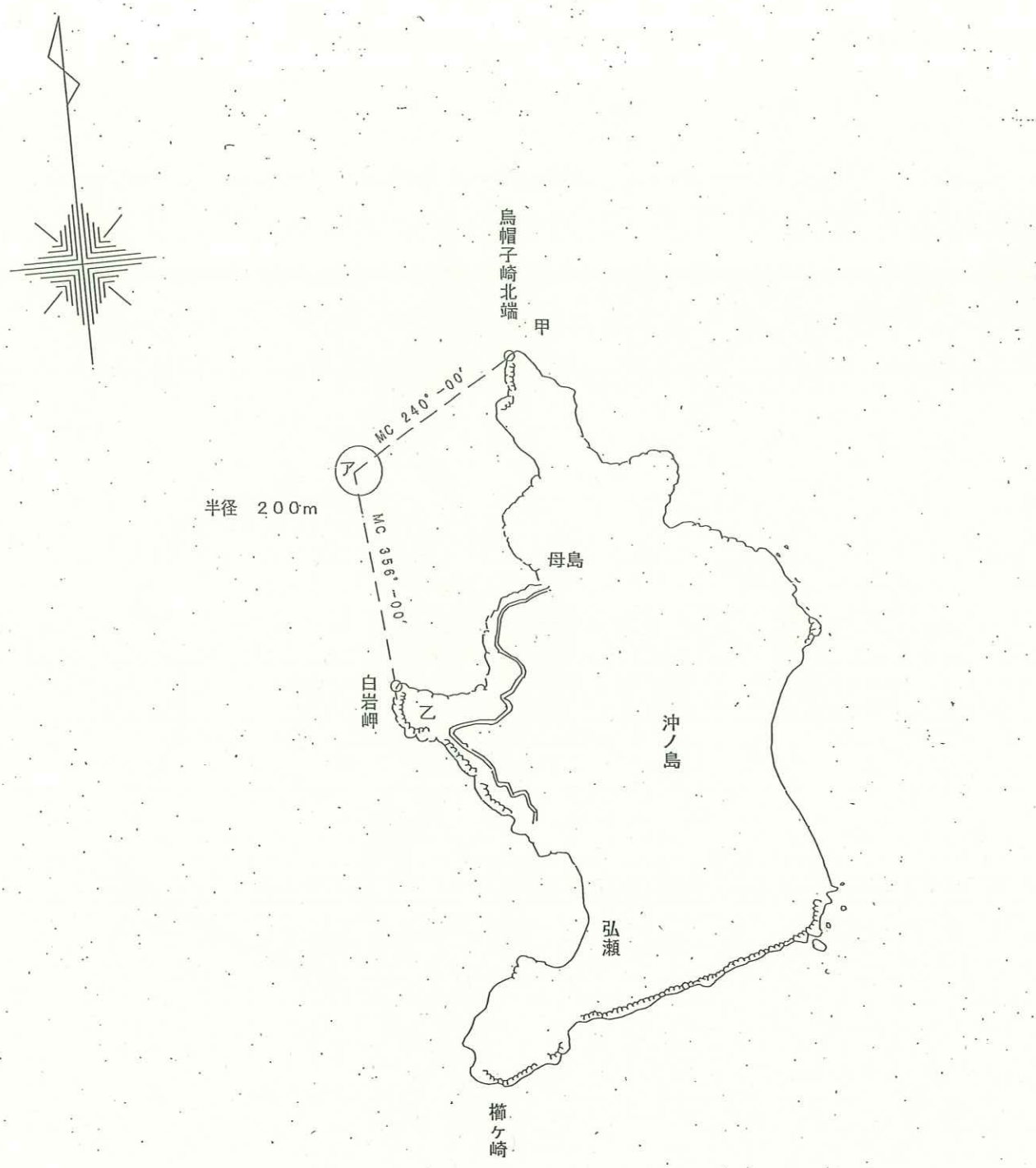

令和5年9月1日
免
共第3806号
許
高知県

S=1：50，000



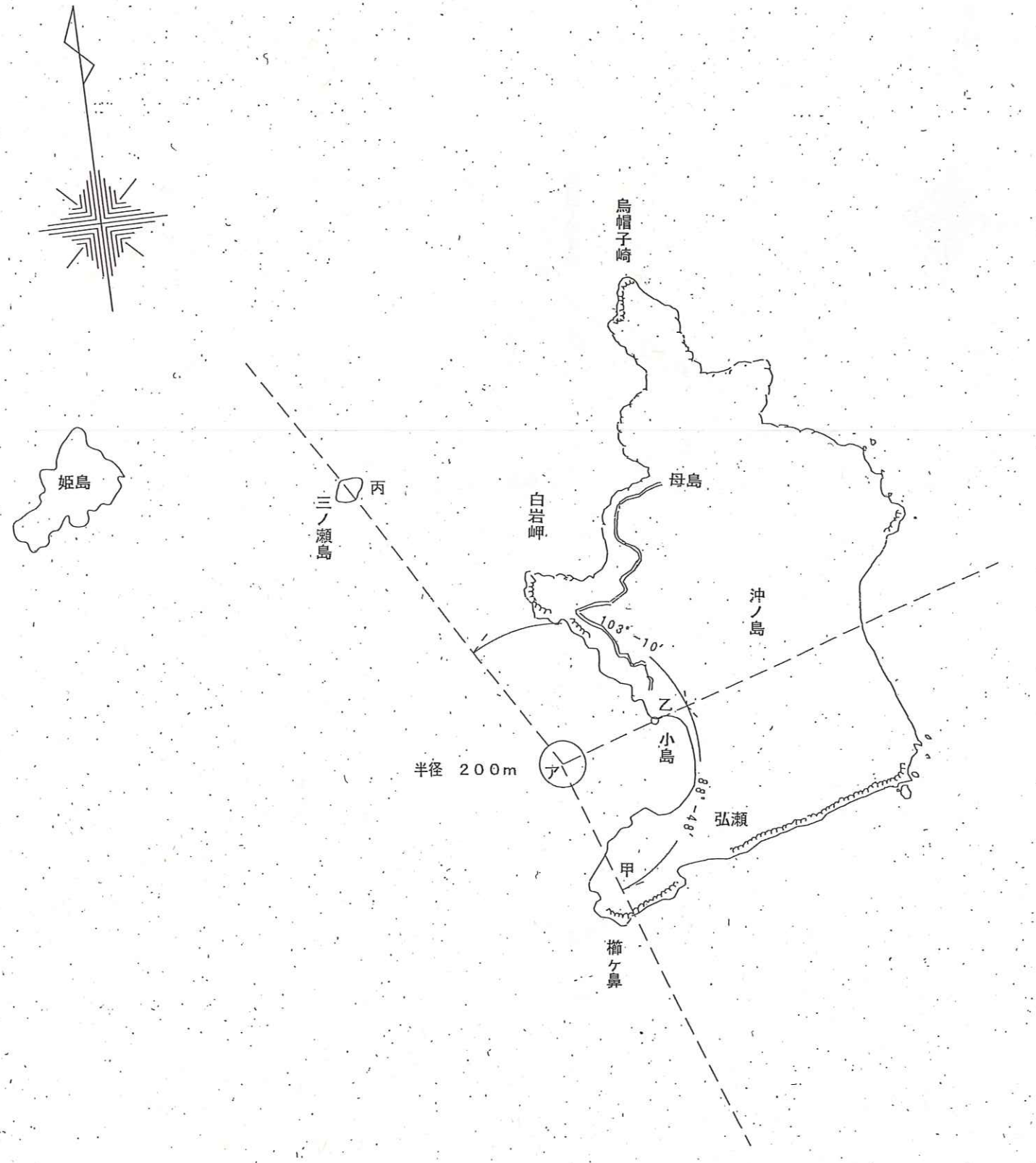
令和5年9月1日
免
共第3809号
許
高知県

S=1:50,000



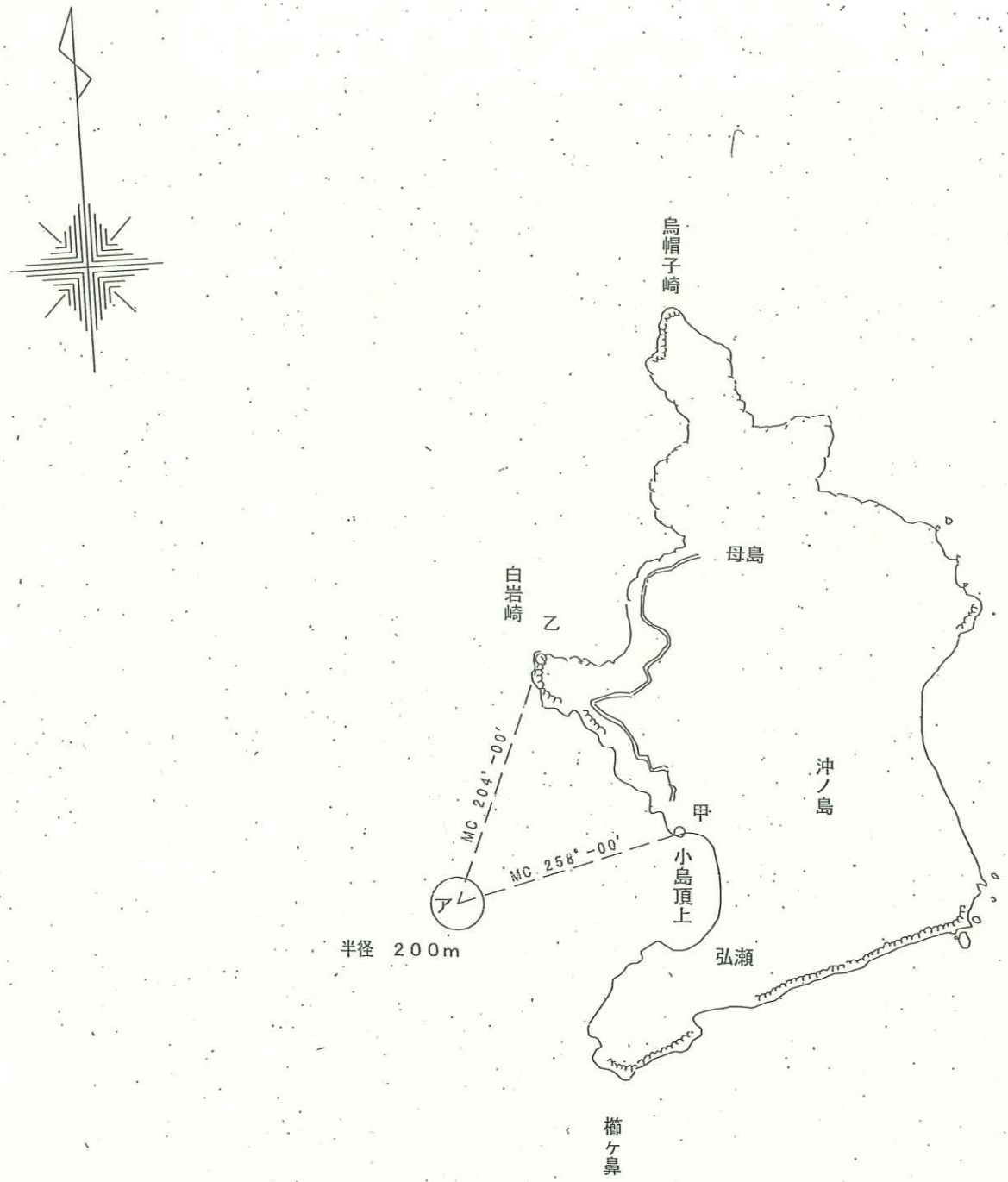
令和5年9月1日
免
共第3810号
許
高知県

S=1:50,000



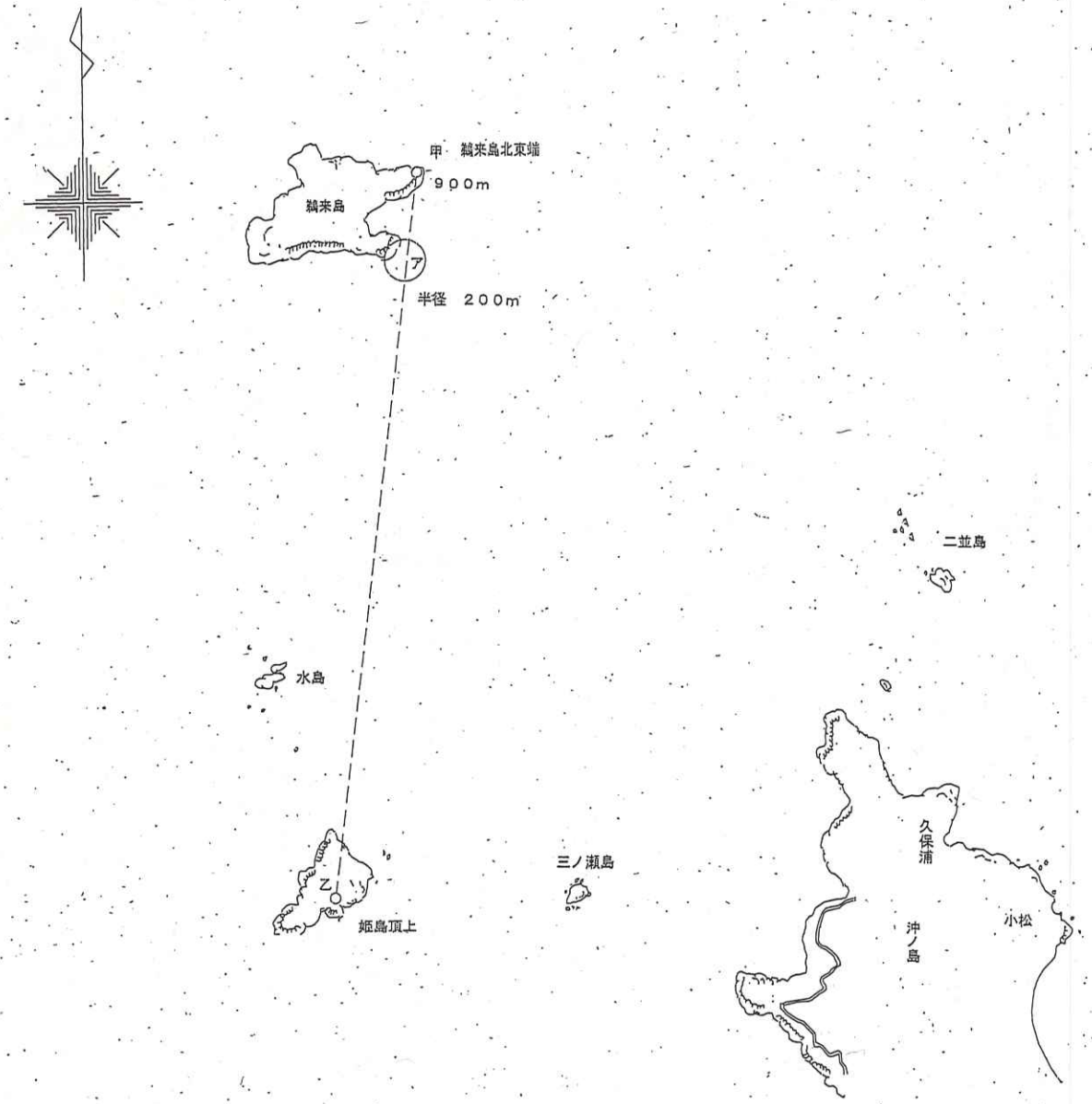
令和5年9月1日
免
共第3811号
許
高知県

S=1:50,000



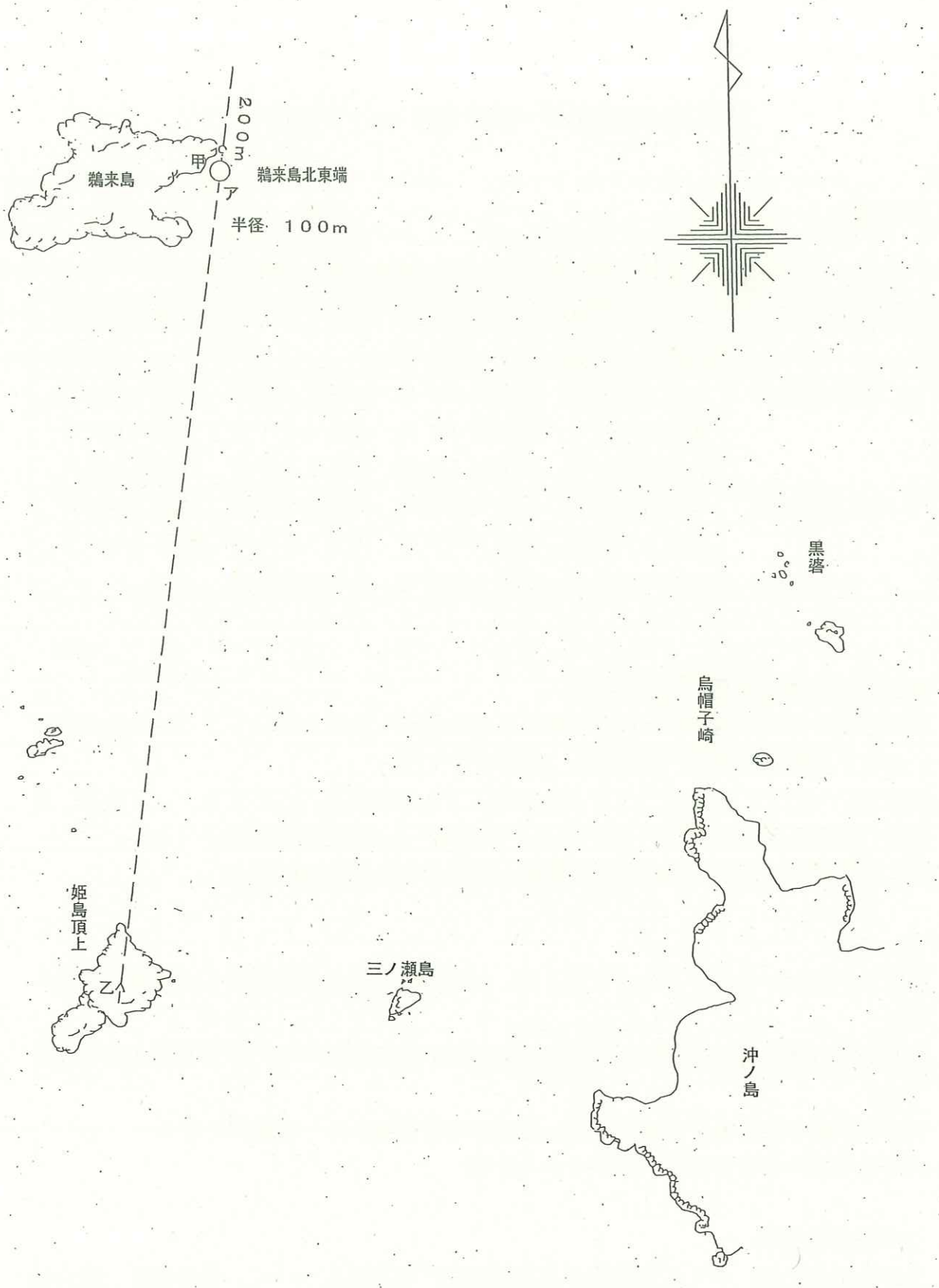
令和5年9月1日
免
共第3812号
許
高知県

S=1:50,000



令和6年9月1日
免
共第3813号
許
高知県

S=1:50,000



令和5年9月1日
免
共第3814号
許
高知県

S=1:50,000

海区漁場計画の一部変更について概要

1　変更理由

・すくも湾漁協が有する下記の共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図ろうとするもの

第一種共同漁業	共第 1,088 号、共第 1,093 号、共第 1,094 号、共第 1,095 号、共第 1,096 号、共第 1,097 号
第二種共同漁業	共第 2,082 号、共第 2,087 号、共第 2,088 号、共第 2,089 号、共第 2,090 号、共第 2,091 号、共第 2,611 号、共第 2,612 号、共第 2,613 号、共第 2,614 号、共第 2,615 号、共第 2,616 号
第三種共同漁業	共第 3,129 号、共第 3,130 号、共第 3,131 号、共第 3,805 号、共第 3,806 号、共第 3,809 号、共第 3,810 号、共第 3,811 号、共第 3,812 号、共第 3,813 号、共第 3,814 号

2　海区漁場計画の変更に係る手続き

・海区漁場計画の素案が漁業調整その他公益に支障を及ばさないうように設定されていることを関係機関等へ確認済み（令和７年４月）

・同素案について、インターネット公表等による意見公募（パブリックコメント）を実施（令和７年４月１日～４月 30 日に実施済）し、意見等はなし

・海区漁業調整委員会への変更案の諮問と審議（令和７年６月 12 日）

〈今後の予定〉

・公聴会（令和７年７月末から８月上旬）の開催及び海区漁業調整委員会での審議と答申

・海区漁場計画変更の公示（免許変更申請の受付日：令和７年 11 月 10 日～12 月 26 日予定）

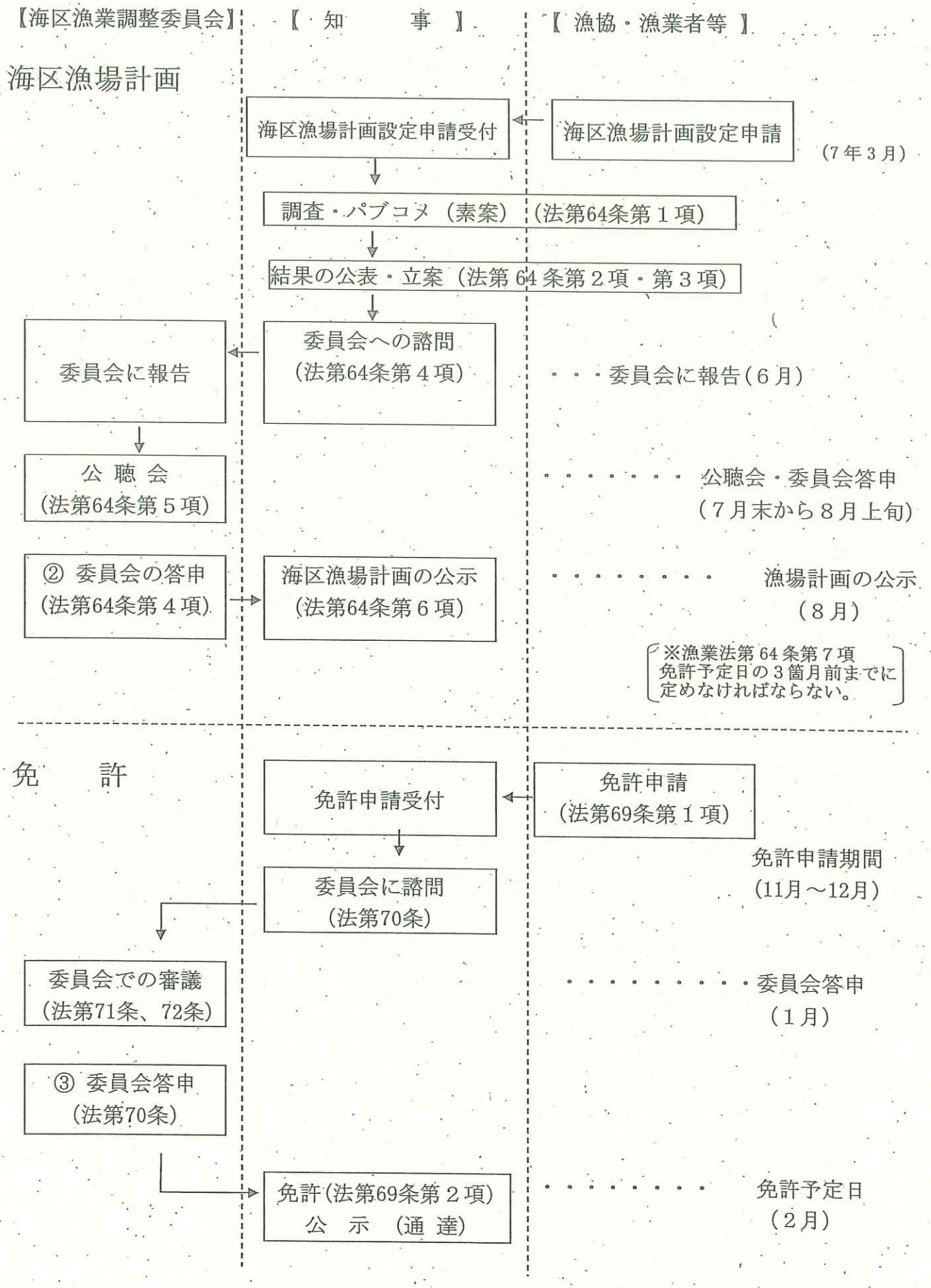
・共同漁業権の免許変更申請を受付、海区漁業調整委員会への諮問と答申

・共同漁業権の免許を変更（令和８年２月頃）

3　漁業権行使規則

・漁業権の変更後、すくも湾漁協の共同漁業権行使規則について、関係地区、組合員行使権を有するものの資格等の変更が必要

漁業権免許に関するフロー



資料１追加

漁業権の関係地区の変更手続きについて

【委員指摘】
・漁業権、漁業権行使規則を変更する場合、当該関係地区の漁業者の事前同意が必要。
・当該関係地区の漁業者がいなくなったのであれば、漁業権変更、行使規則の変更手続きに必要な事前同意が取得できない。
・漁業権を放棄させて新しく免許する方がいいのではないか。

１　漁業権の変更免許、漁業権行使規則の変更手続きについて（漁業法 106 条第４項）

漁協が第一種共同漁業権の漁業権の変更（漁業権行使規則の変更を含む）及び放棄しようとするときは、「総会の決議前にその組合員のうち、当該沿岸漁業を営む者であって当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの３分の２以上の書面による同意を得なければならない」と定められている。

２　対応（案）

・すくも湾漁協における関係地区の変更については、漁業権及び漁業権行使規則を変更する予定の旨を説明（前回の委員会）。
・委員の指摘を受け、改めて確認したところ、当該関係地区に正組合員※が存在しなくても准組合員※が存在することから、漁業権等の変更の手続きが可能であることを確認した。
・今後、同様の案件があった場合、当該沿岸漁業を営んでいる漁業者※がいない場合も想定されることから、漁協の状況に応じて以下の３パターンの手続により漁業権を免許する。

【①：漁業権の変更、②：漁業権の放棄→新規免許、③：漁業権の取消し→新規免許】

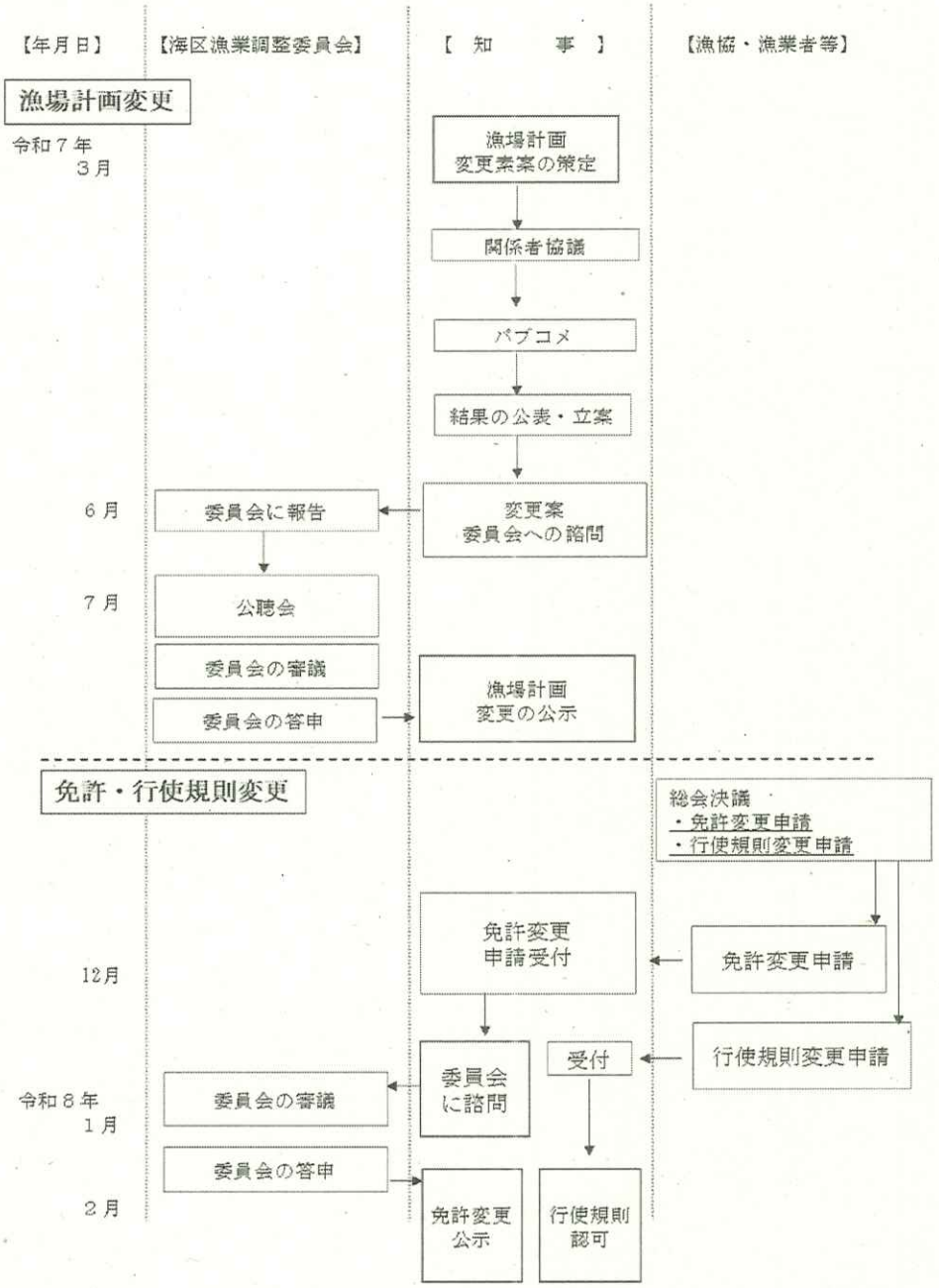
〈関係地区の状況に応じた手続き〉

正組合員	准組合員	手続き
いる	いる・いない	①または②
いない	いる	①または②
いない	いない	③

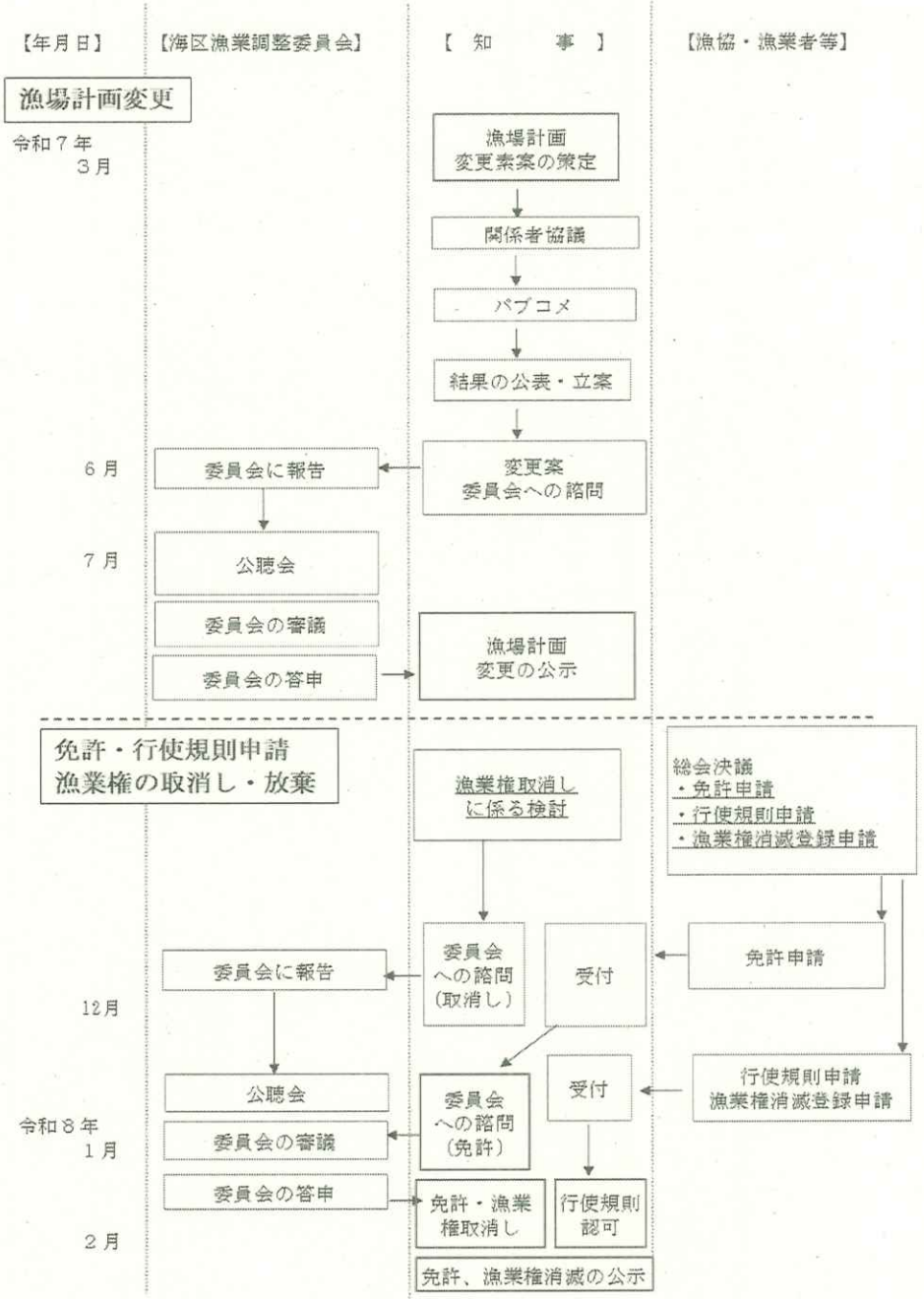
※
漁業者
- 正組合員：90 日以上沿岸漁業を営む組合員
- 准組合員：正組合員以外の組合員

【参考】
漁業権の免許（新規）・・・・・・・・・・・・免許の際に 90 日以上当該沿岸漁業を営む漁業者の２/３の事前同意（変更後の関係地区）
漁業権・漁業権行使規則の変更・・・・・当該沿岸漁業を営む漁業者の２/３の事前同意（変更前の関係地区）
漁業権の放棄・・・・・・・・・・・・・・・当該沿岸漁業を営む漁業者の２/３の事前同意
漁業権の取消し・・・・・・・・・・・・・・90 日以上当該沿岸漁業を営んでいる漁業者がいない場合

漁業権免許フロー（①免許変更の場合）



漁業権免許フロー（②放棄、③取消しの場合）



漁業権の免許、行使規則の事前同意関係

（漁業権行使規則等）

第百六条

4　区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の決議前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者））であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

5　前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

6　前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

7　行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8　都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。

9　第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

（組合員の同意）

第百八条　第百六条第四項から第六項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する団体漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

免許の取り消し関係

（適格性の喪失等による漁業権の取消し等）

第九十二条　漁業の免許を受けた後に漁業権者が第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。

2　都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一　漁業に関する法令の規定に違反したとき。

二　前条第二項の規定による勧告に従わないとき。

3　前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

（免許についての適格性）

第七十二条

2　団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権　その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）　その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

（休業による漁業権の取消し）

第八十九条

3　第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4　海区漁業調整委員会は、前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

資料２

第２３期第２回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和７管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

7水管第632号
令和7年6月2日

高知県知事　殿

農林水産大臣　小泉　進次郎

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（高知県分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	82.8トン	82.8トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	37.0トン	37.0トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（高知県分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	82.8トン	102.2トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	37.0トン	43.5トン

令和7管理年度_小型魚数量変更

	当初配分	令和元、2年度未報告分	繰越数量	繰越しに伴う追加配分等				不等量交換	超過分の差し引き	追加配分後
				R6基礎配分比率配分	譲渡メリット	消化率メリット※1	追加配分合計			
実施要領第3の1の(4)の①				ア	イ	ウ				
（計算式）	A	B	C	D=259.5*a/b	E	F	G=D+E+F	H	I	J=A+B+C+G+H+I
北海道	142.0		11.3	15.1	8.9	9.3	33.3	▲ 12.2		174.4
青森県	340.5	▲ 6.1	12.4	33.8	0.0	9.3	43.1	▲ 43.5		346.4
岩手県	90.5		0.5	9.3	0.0	9.3	18.6			109.6
宮城県	68.2		6.1	7.2	0.0	9.3	16.5	▲ 23.9		66.9
秋田県	40.2		2.6	3.1	1.8	9.3	14.2			57.0
山形県	28.3		1.2	1.5	0.8	9.3	11.6	▲ 15.2		25.9
福島県	22.9		0.6	1.3	0.0	9.3	10.6			34.1
茨城県	33.5		2.3	2.8	0.0	9.3	12.1			47.9
千葉県	81.5		6.0	7.0	0.0	9.3	16.3			103.8
東京都	25.0		1.3	1.6	0.0		1.6	▲ 7.0		20.9
神奈川県	47.7		0.2	4.6	0.0	9.3	13.9			61.8
新潟県	104.3		6.4	7.6	0.0	9.3	16.9	▲ 0.1		127.5
富山県	110.8		9.7	11.6	0.0	9.3	20.9			141.4
石川県	101.7		7.5	8.9	5.3		14.2			123.4
福井県	46.5		2.2	3.2	0.0		3.2			51.9
静岡県	41.7		2.9	3.5	0.0	9.3	12.8			57.4
愛知県	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
三重県	47.4		1.2	4.5	0.0	9.3	13.8			62.4
京都府	48.9		2.1	3.0	0.0	9.3	12.3			63.3
大阪府	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
兵庫県	22.5		0.5	0.6	0.0		0.6			23.6
和歌山県	42.5		2.4	3.3	0.0	9.3	12.6			57.5
鳥取県	19.0		0.4	0.5	0.0		0.5			19.9
島根県	107.1		9.4	9.9	0.0	9.3	19.2			135.7
岡山県	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
広島県	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
山口県	138.6		3.1	11.4	0.0	9.3	20.7			162.4
徳島県	30.5		1.1	1.3	0.0	9.3	10.6			42.2
香川県	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
愛媛県	22.2		1.1	1.2	0.0		1.2			24.5
高知県	82.8		1.3	8.8	0.0	9.3	18.1			102.2
福岡県	26.9		1.0	1.2	0.7	9.3	11.2	▲ 15.0		24.1
佐賀県	19.1		0.4	0.4	0.0		0.4			19.9
長崎県	879.9		43.9	84.7	0.0	9.3	94.0	▲ 63.8		954.0
熊本県	25.2		0.7	0.8	0.0	9.3	10.1			36.0
大分県	14.1		0.3	0.4	0.0	9.3	9.7	▲ 9.2		14.9
宮崎県	28.4		1.6	2.2	0.0	9.3	11.5	▲ 4.1		37.4
鹿児島県	41.3		1.4	1.6	0.0	9.3	10.9			53.6
沖縄県	1.0		0.0	0.0	0.0		0.0			1.0
合計	2,927.7		145.1	257.9	17.5	241.8	517.2	▲ 194.0		3,389.9

※1　混獲配分県及び配分量を超過した県には配分なし。

追加配分原資
519.1

R6基礎配分比率配分配分原資
259.5

消化率メリット配分原資
243.7

	R6基礎配分	（参考）R6追加配分・不等量交換後
	a	
北海道	128.0	72.6
青森県	286.6	311.6
岩手県	78.8	87.7
宮城県	61.5	67.2
秋田県	26.8	40.7
山形県	12.7	15.7
福島県	11.7	19.9
茨城県	23.9	28.3
千葉県	60.0	78.5
東京都	13.6	10.1
神奈川県	39.4	52.0
新潟県	64.4	81.1
富山県	98.5	117.2
石川県	75.8	95.4
福井県	27.2	27.4
静岡県	29.8	42.5
愛知県	0.1	0.1
三重県	38.4	45.9
京都府	25.8	26.1
大阪府	0.1	0.1
兵庫県	5.5	13.6
和歌山県	28.5	41.2
鳥取県	4.9	5.7
島根県	83.8	117.6
岡山県	0.1	0.1
広島県	0.1	0.2
山口県	97.2	118.2
徳島県	11.6	20.9
香川県	0.1	0.1
愛媛県	11.0	20.2
高知県	74.6	96.8
福岡県	10.7	20.5
佐賀県	4.2	12.0
長崎県	717.0	832.4
熊本県	7.2	15.5
大分県	3.7	4.4
宮崎県	19.3	19.5
鹿児島県	14.2	23.9
沖縄県	0.1	0.1
合計	2,196.9	2,583.0
合計（混獲配分0.1トンの6府県は除く）（b）	2,196.3	

令和7管理年度_大型魚数量変更

	当初配分	令和元、2年度未報告分	繰越数量	繰越しに伴う追加配分等				不等量交換	超過分の差し引き	追加配分後
				R6基礎配分比率配分	譲渡メリット	消化率メリット※1	追加配分合計			
実施要領第3の1の(4)の①				ア	イ	ウ				
（計算式）	A	B	C	D=141.4*a/b	E	F	G=D+E+F	H	I	J=A+B+C+G+H+I
北海道	446.5		32.0	25.9	22.0	3.6	51.5	17.9		547.9
青森県	685.8	▲ 90.6	50.8	41.1	29.6	3.6	74.3	63.9		784.2
岩手県	89.1		0.1	4.4	0.0	3.6	8.0			97.2
宮城県	39.1		2.2	1.8	0.0	3.6	5.4	35.1		81.8
秋田県	49.3		3.1	2.5	2.1	3.6	8.2			60.6
山形県	27.8		0.4	0.8	0.2	3.6	4.6	22.3		55.1
福島県	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
茨城県	18.3		0.6	0.5	0.0	3.6	4.1			23.0
千葉県	78.6		2.9	2.3	0.0	3.6	5.9			87.4
東京都	61.2		1.8	1.4	0.0	3.6	5.0	10.2		78.2
神奈川県	28.6		0.0	0.5	0.0	3.6	4.1			32.7
新潟県	131.6		9.7	7.8	6.8	3.6	18.2	0.1		159.6
富山県	30.5		0.5	1.2	0.0	3.6	4.8			35.8
石川県	60.5		4.1	3.3	1.0		4.3			68.9
福井県	32.9		1.9	1.5	1.3		2.8			37.6
静岡県	48.1		1.4	1.1	0.0	3.6	4.7			54.2
愛知県	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
三重県	45.8		0.9	2.3	0.0	3.6	5.9			52.6
京都府	46.2		2.4	1.9	0.0		1.9			50.5
大阪府	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
兵庫県	22.5		0.9	0.7	0.0	3.6	4.3			27.7
和歌山県	54.3		1.7	1.4	0.0	3.6	5.0			61.0
鳥取県	18.2		0.6	0.4	0.0		0.4			19.2
島根県	41.5		2.5	2.0	0.0		2.0			46.0
岡山県	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
広島県	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
山口県	56.3		2.6	2.1	0.0		2.1			61.0
徳島県	21.6		0.8	0.6	0.0		0.6			23.0
香川県	2.0		0.0	0.0	0.0		0.0			2.0
愛媛県	18.1		0.6	0.4	0.0		0.4			19.1
高知県	37.0		1.6	1.3	0.0	3.6	4.9			43.5
福岡県	20.6		0.7	0.6	0.0	3.6	4.2	22.0		47.5
佐賀県	20.7		0.6	0.5	0.0		0.5			21.8
長崎県	234.7		17.3	14.0	0.0	3.6	17.6	93.7		363.3
熊本県	18.3		0.6	0.5	0.0		0.5			19.4
大分県	18.6		0.0	0.5	0.0		0.5	13.5	▲ 0.5	32.1
宮崎県	35.1		1.4	1.3	0.0	3.6	4.9	6.0		47.4
鹿児島県	30.8		0.8	0.7	0.0	3.6	4.3			35.9
沖縄県	236.5		14.7	11.9	0.0	3.6	15.5			266.7
合計	2,816.7		162.2	139.2	63.0	79.2	281.4	284.7		3,453.9

※1　混獲配分県及び配分量を超過した県には配分なし。

追加配分原資
282.9

R6基礎配分比率配分配分原資
141.4

消化率メリット配分原資
80.7

	R6基礎配分	（参考）R6追加配分後
	a	
北海道	320.7	452.7
青森県	508.0	646.4
岩手県	55.1	75.8
宮城県	22.6	44.4
秋田県	31.4	41.8
山形県	10.4	23.3
福島県	1.0	1.0
茨城県	6.2	10.7
千葉県	29.1	59.4
東京都	18.4	55.3
神奈川県	6.6	17.9
新潟県	97.5	118.8
富山県	15.2	17.3
石川県	41.9	48.1
福井県	19.2	21.8
静岡県	14.6	35.8
愛知県	1.0	1.0
三重県	28.8	36.7
京都府	24.1	31.8
大阪府	1.0	1.0
兵庫県	9.3	14.4
和歌山県	17.5	40.0
鳥取県	6.1	7.3
島根県	25.6	34.2
岡山県	1.0	1.0
広島県	1.0	1.0
山口県	26.0	46.0
徳島県	8.6	9.8
香川県	1.0	1.0
愛媛県	6.0	6.2
高知県	16.8	17.7
福岡県	7.9	12.4
佐賀県	6.5	8.5
長崎県	173.9	208.7
熊本県	6.2	6.9
大分県	6.4	7.3
宮崎県	16.9	43.7
鹿児島県	8.9	13.2
沖縄県	147.5	173.1
合計	1,745.9	2,393.4
合計（混獲配分0.1トンの6府県は除く）（b）	1,745.3	

告　　示

高知県告示第438号の２

令和７年３月高知県告示第217号（令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部を次のように改正する。

令和７年６月17日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

２中「74.5トン」を「93.9トン」に改め、２の（１）のア中「6.77トン」を「9.137トン」に改め、２の（１）のイ中「1.886トン」を「2.546トン」に改め、２の（１）のウ中「2.941トン」を「3.969トン」に改め、２の（１）のエ中「11.542トン」を「15.577トン」に改め、２の（２）中「6.519トン」を「7.954トン」に改め、２の（３）のア中「10.484トン」を「12.793トン」に改め、２の（３）のイ中「2.555トン」を「3.118トン」に改め、２の（３）のウ中「18.5トン」を「22.574トン」に改め、２の（３）のエ中「13.303トン」を「16.232トン」に改める。

３中「33.3トン」を「39.8トン」に改め、３の（１）のア中「2.498トン」を「2.986トン」に改め、３の（１）のイ中「0.033トン」を「0.039トン」に改め、３の（１）のウ中「2.498トン」を「2.985トン」に改め、３の（１）のエ中「6.426トン」を「7.681トン」に改め、３の（２）のア中「17.982トン」を「21.492トン」に改め、３の（２）のイ中「0.1トン」を「0.119トン」に改め、３の（２）のウ中「0.833トン」を「0.996トン」に改め、３の（２）のエ中「2.93トン」を「3.502トン」に改める。

告　示

○告示（令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部改正　（漁業管理課）

〈６・17掲示〉

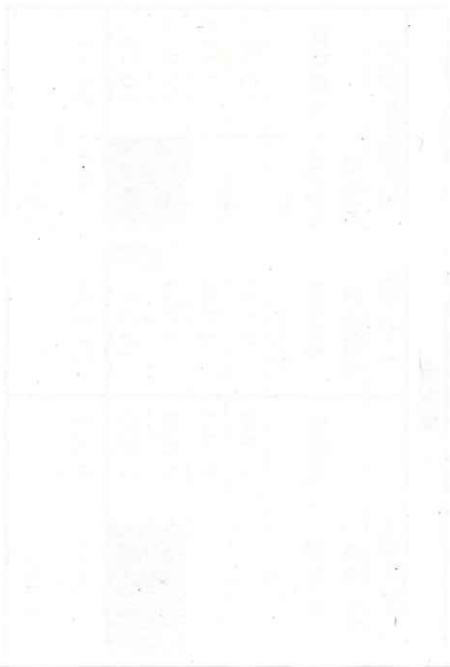
令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について

小型魚

(t)

当初配分量	82.8
留保分	8.3
知事管理漁獲可能量	74.5
追加配分量	**19.4**
知事管理漁獲可能量（追加後）	**93.9**
知事管理漁獲可能量（追加後）＋留保分	102.2

	当初									変更後					
	配分割合			a 漁獲可能量(t)			追加配分割合			b 追加配分量(t)			a+b 追加配分後漁獲可能量(t)		
	漁船漁業（養殖用種苗以外）	漁船漁業（養殖用種苗）	定置漁業	漁船漁業（養殖用種苗以外）	漁船漁業（養殖用種苗）	定置漁業	漁船漁業（養殖用種苗以外）	漁船漁業（養殖用種苗）	定置漁業	漁船漁業（養殖用種苗以外）	漁船漁業（養殖用種苗）	定置漁業	漁船漁業（養殖用種苗以外）	漁船漁業（養殖用種苗）	定置漁業
4～6月	12.2%	7.4%	11.9%	6.770	6.519	10.484	12.2%	7.4%	11.9%	2.367	1.435	2.309	9.137	7.954	12.793
7～9月	3.4%		2.9%	1.886		2.555	3.4%		2.9%	0.660		0.563	2.546		3.118
10～12月	5.3%		21.0%	2.941		18.500	5.3%		21.0%	1.028		4.074	3.969		22.574
1～3月	20.8%		15.1%	11.542		13.303	20.8%		15.1%	4.035		2.929	15.577		16.232
合計	41.7%	7.4%	50.9%	23.139	6.519	44.842	41.7%	7.4%	50.9%	8.090	1.435	9.875	31.229	7.954	54.717
	100.0%			74.500			100.0%			19.400			93.900		



令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について

大型魚

(t)

当初配分量	37.0
留保分	3.7
知事管理漁獲可能量	33.3
追加配分量	**6.5**
知事管理漁獲可能量（追加後）	**39.8**
知事管理漁獲可能量（追加後）＋留保分	43.5

	当初				変更後					
	配分割合		a 漁獲可能量(t)		追加配分割合		b 追加配分量(t)		a+b 追加配分後漁獲可能量(t)	
	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業
4～6月	7.5%	54.0%	2.498	17.982	7.5%	54.0%	0.488	3.510	2.986	21.492
7～9月	0.1%	0.3%	0.033	0.100	0.1%	0.3%	0.006	0.019	0.039	0.119
10～12月	7.5%	2.5%	2.498	0.833	7.5%	2.5%	0.487	0.163	2.985	0.996
1～3月	19.3%	8.8%	6.426	2.930	19.3%	8.8%	1.255	0.572	7.681	3.502
合計	34.4%	65.6%	11.455	21.845	34.4%	65.6%	2.236	4.264	13.691	26.109
	100.0%		33.300		100.0%		6.500		39.800	

（参考）くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量　新旧対照表

新（令和７年６月17日～）	旧
高知県告示第438号の２ １　略 ２　くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。） 93.9トン。ただし、 （１）　漁船漁業（養殖用種苗を除く。）にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、9.137トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、2.546トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、3.969トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、15.577トン （２）　漁船漁業（養殖用種苗に限る。）にあっては、 令和７年４月１日から同年９月30日までの間は、7.954トン （３）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、12.793トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、3.118トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、22.574トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、16.232トン ３　くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。） 39.8トン。ただし、 （１）　漁船漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、2.986トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.039トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、2.985トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、7.681トン （２）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、21.492トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.119トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、0.996トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、3.502トン	高知県告示第217号 １　略 ２　くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。） 74.5トン。ただし、 （１）　漁船漁業（養殖用種苗を除く。）にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、6.770トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、1.886トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、2.941トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、11.542トン （２）　漁船漁業（養殖用種苗に限る。）にあっては、 令和７年４月１日から同年９月30日までの間は、6.519トン （３）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、10.484トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、2.555トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、18.500トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、13.303トン ３　くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。） 33.3トン。ただし、 （１）　漁船漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、2.498トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.033トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、2.498トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、6.426トン （２）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、17.982トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.100トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、0.833トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、2.930トン

告　　示

高知県告示第489号の２

令和７年３月高知県告示第217号（令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部を次のように改正する。

令和７年７月16日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

２の（１）のア中「9.137トン」を「8.822トン」に改め、２の（１）のイ中「2.546トン」を「2.830トン」に改め、２の（１）のエ中「15.577トン」を「15.608トン」に改め、２の（３）のア中「12.793トン」を「11.479トン」に改め、２の（３）のイ中「3.118トン」を「4.301トン」に改め、２の（３）のエ中「16.232トン」を「16.363トン」に改める。

３の（１）のア中「2.986トン」を「2.491トン」に改め、３の（１）のイ中「0.039トン」を「0.485トン」に改め、３の（１）のエ中「7.681トン」を「7.730トン」に改め、３の（２）のア中「21.492トン」を「11.115トン」に改め、３の（２）のイ中「0.119トン」を「9.458トン」に改め、３の（２）のエ中「3.502トン」を「4.540トン」に改める。

告　示

○告示（令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部改正　（漁業管理課）

〈７・16掲示〉

令和7管理年度　くろまぐろ小型魚（30kg未満）

告示数量は少数点第3位まで
表示しています。（四捨五入）

漁船漁業（養殖用種苗以外）

（単位：トン）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a　現在の告示数量（漁獲可能量）	9.137	2.546	3.969	15.577	31.229
b　県内融通取扱要領に基づく融通					0.000
c　漁獲量	**8.822**				8.822
a+b-c　（未利用量 or ▲超過分）	0.315				0.315
未利用分に係る繰り越し数量（未利用分*0.9）	0.284				0.284
未利用分に係る留保量（未利用分*0.1）	0.031				0.031
1～3月への四半期留保の補填数量				0.031	0.031
漁獲量修正による増減					0.000
変更告示案（第1→第2）	**8.822**	**2.830**	**3.969**	**15.608**	31.229

漁獲量8822.3kg（8.8223トン）のため
8.822トンに切り捨て

15.577+0.031

2.546+0.284

漁船漁業（養殖用種苗）

（単位：トン）

	4～6月	7～9月	合計
a　現在の告示数量（漁獲可能量）	7.954		7.954
b　漁獲量	**0.000**		0.000
a-b　（未利用量 or ▲超過分）			0.000
変更告示案	変更なし		0.000

高知県資源管理方針

1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。**繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。**

定置漁業

（単位：トン）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a　現在の告示数量（漁獲可能量）	12.793	3.118	22.574	16.232	54.717
b　県内融通取扱要領に基づく融通					0.000
c　漁獲量	**11.479**				11.479
a+b-c　（未利用量 or ▲超過分）	1.314				1.314
未利用分に係る繰り越し数量（未利用分*0.9）	1.183				1.183
未利用分に係る留保量（未利用分*0.1）	0.131				0.131
1～3月への四半期留保の補填数量				0.131	0.131
漁獲量修正による増減					0.000
変更告示案（第1→第2）	**11.479**	**4.301**	**22.574**	**16.363**	54.717

漁獲量11479.2kg（11.4792トン）のため
11.479トンに切り捨て

3.118+1.183

16.232+0.131

令和7管理年度　くろまぐろ大型魚（30㎏以上）

告示数量は少数点第3位まで
表示しています。（四捨五入）

漁船漁業（定置漁業を除く）

（単位：トン）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a　現在の告示数量（漁獲可能量）	2.986	0.039	2.985	7.681	13.691
b　県内融通取扱要領に基づく融通					0.000
c　漁獲量	**2.491**				2.491
a+b-c　（未利用量 or ▲超過分）	0.495				0.495
未利用分に係る繰り越し数量（未利用分*0.9）	0.446				0.446
未利用分に係る留保量（未利用分*0.1）	0.049				0.049
1～3月への四半期留保の補填数量				0.049	0.049
漁獲量修正による増減					0.000
変更告示案（第１→第２）	**2.491**	**0.485**	**2.985**	**7.730**	13.691

漁獲量2491.02kg（2.49102トン）のため2.491トンに切り捨て

0.039+0.446

7.681+0.049

定置漁業

（単位：トン）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a　現在の告示数量（漁獲可能量）	21.492	0.119	0.996	3.502	26.109
b　県内融通取扱要領に基づく融通					0.000
c　漁獲量	**11.115**				11.115
a+b-c　（未利用量 or ▲超過分）	10.377				10.377
未利用分に係る繰り越し数量（未利用分*0.9）	9.339				9.34
未利用分に係る留保量（未利用分*0.1）	1.038				1.04
1～3月への四半期留保の補填数量				1.038	1.04
繰り越しの際に生じる留保の補填数量					0.00
漁獲量修正による増減					0.00
変更告示案（第１→第２）	**11.115**	**9.458**	**0.996**	**4.540**	26.109

漁獲量11,115.1kg（11.1151トン）のため11.115トンに切り捨て

0.119+9.339

3.502+1.038

高知県資源管理方針

１月から３月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね９割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね１割を留保とする。**繰越しの際に生じる留保については、１月から３月の知事管理区分に補填することとする。**

（参考）くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量　新旧対照表

新（令和７年７月16日～）	旧
高知県告示第489号の２ １　略 ２　くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。） 93.9トン。ただし、 （１）　漁船漁業（養殖用種苗を除く。）にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、8.822トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、2.830トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、3.969トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、15.608トン （２）　漁船漁業（養殖用種苗に限る。）にあっては、 令和７年４月１日から同年９月30日までの間は、7.954トン （３）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、11.479トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、4.301トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、22.574トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、16.363トン ３　くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。） 39.8トン。ただし、 （１）　漁船漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、2.491トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.485トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、2.985トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、7.730トン （２）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、11.115トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、9.458トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、0.996トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、4.540トン	高知県告示第438号の２ １　略 ２　くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。） 93.9トン。ただし、 （１）　漁船漁業（養殖用種苗を除く。）にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、9.137トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、2.546トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、3.969トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、15.577トン （２）　漁船漁業（養殖用種苗に限る。）にあっては、 令和７年４月１日から同年９月30日までの間は、7.954トン （３）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、12.793トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、3.118トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、22.574トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、16.232トン ３　くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。） 39.8トン。ただし、 （１）　漁船漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、2.986トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.039トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、2.985トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、7.681トン （２）　定置漁業にあっては、 ア　令和７年４月１日から同年６月30日までの間は、21.492トン イ　令和７年７月１日から同年９月30日までの間は、0.119トン ウ　令和７年10月１日から同年12月31日までの間は、0.996トン エ　令和８年１月１日から同年３月31日までの間は、3.502トン

資料３

TAC（漁獲可能量）について

【委員指摘】
- TAC 管理※1において、漁獲割当管理※2区分以外の管理区分には、「漁獲量の総量の管理を行う管理区分」と「漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分」がある。
- 後者の場合、報告義務を課されるのは漁獲努力量の上限を県資源管理方針で定められた漁業種類（まき網と定置）の経営体に限定されるのではないか。
- 高知県ではくろまぐろを除く特定水産資源について、漁獲努力量を管理し、漁獲努力量（操業隻数等）だけを報告させることが最も簡便でよいのではないか。

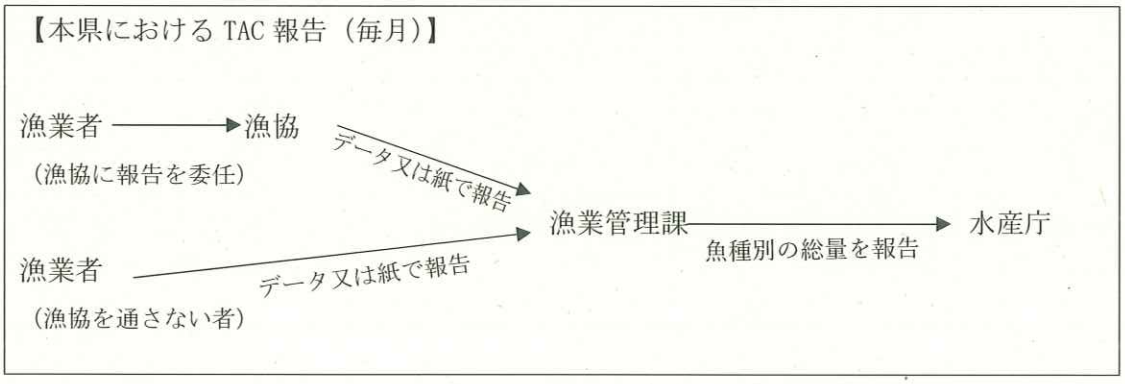
※１　漁獲可能量（Total Allowable Catch）による管理のことで、漁獲量に上限を設けて管理する仕組み

※２　個別割当（Individual Quota）による管理のことで、船舶等ごとに、採捕可能数量を割り当てる仕組み（一部の大臣管理漁業で実施）

○漁獲割当管理以外による管理

（１）漁獲量の総量管理を行う管理区分

・特定水産資源を採捕する者が漁獲量等の報告をする必要がある（全都道府県で運用）。



（２）漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分

・水産資源の特性及びその採捕の実態により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められる場合には、当該水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量を漁獲努力量に換算した上で、漁獲努力量の総量の管理を行うことができる（現在、運用されている事例はない）。